

大治町

こども計画

令和7年度～令和11年度



(令和8年3月改訂)

令和7年3月

大治町

はじめに

大治町では、令和2年に第2期大治町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てできるまち」を計画の基本理念として掲げ、就学前の子ども及び子育てを中心に各施策を進めてきました。

本町は、日常生活の利便性の高い町であることから順調な人口増加を続けており、若年層が比較的多い人口構成となっておりますが、0～14歳人口は減少してきています。全国的に少子化が今後も続くと予想される中、少子化社会対策は我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題となっております。



このような状況下で、国では令和5年4月1日には子ども家庭庁の発足と同時に子ども基本法も施行され、子ども・若者・子育て支援への取組を我が国社会のまん中に据えた「子どもまんなか社会」の実現を国・地方を挙げて取り組む必要があると示されました。

新たに策定した大治町子ども計画では、第2期大治町子ども・子育て支援事業計画に続き基本理念を「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てできるまち」とし、その実現に向けて子どもや若者の成長や子育てを総合的に支援する各種施策に取り組んでまいります。基本理念の実現のためには、行政だけでできるものではなく、住民・事業者・各種団体の皆様と協働して取り組むことが大切です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査などにより貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆様、慎重かつ熱心にご審議いただきました大治町子ども・子育て会議の委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

大治町長 **村上 昌生**

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	2
2. 計画策定の趣旨.....	3
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 計画の策定経緯.....	4
第2章 こども、若者、子育て家庭を取り巻く現状と課題.....	7
1. 大治町の現状.....	8
2. アンケート調査結果からみえる現状..エラー! ブックマークが定義されていません。	
3. こども・若者・子育て家庭を取り巻く課題.....	37
第3章 計画の方向性.....	39
1. 基本理念.....	40
2. 基本目標.....	41
第4章 施策の展開.....	43
施策体系図.....	44
基本目標1 こどもの人権を尊重し、最善の利益の実現をめざす.....	45
基本目標2 ライフステージに応じた切れ目ない支援を提供する.....	49
基本目標3 すべてのこども・子育て家庭を支援する.....	54
基本目標4 あらゆる若者の社会参画の支援・生活基盤の確保を支援する.....	56
基本目標5 地域全体で支える環境づくりに取り組む.....	57
第5章 子育て支援サービスの量の見込みと確保施策.....	59
1. 教育・保育提供区域の設定.....	60
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業量の見込み算出の考え方.....	61
3. こども・若者の人口推計.....	63
4. 量の見込みの算出.....	65
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進.....	86
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	87
第6章 計画の推進体制.....	89
1. 計画の推進及び進捗状況の把握.....	90
2. 計画の推進に向けた関係機関の役割.....	90

参考資料.....	91
1. 大治町こども計画策定の経緯.....	92
2. 大治町子ども・子育て会議.....	93
3. 用語解説.....	95

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

子ども・子育てに関する政策は、近年主に3つの視点で進められてきました。1つ目は「少子化対策」です。令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱では、少子化を「既婚者の問題」、「女性やこどもの問題」とするのではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされています。さらに、少子化対策は「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくるこどもや今を生活しているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められるとされています。

2つ目は「こどもや若者の育成支援」です。令和3年4月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された子供・若者育成支援推進大綱では、社会全体の状況として、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されています。また、こども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されています。

3つ目は「こどもの貧困対策」です。令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱では、今なお支援を必要とするこどもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にあるこどもや家庭に支援を届ける上での民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く、更なる施策の充実が必要であるとされています。

このような状況の中、国では令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、同日にこども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、同年12月22日にはこども大綱が策定されました。こども大綱は、少子化社会対策、子ども・若者育成支援及びこどもの貧困対策の推進といった3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められたものです。こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことにあります。「こどもまんなか社会」とは、「すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」であり、国・地方を挙げてすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが求められています。

2. 計画策定の趣旨

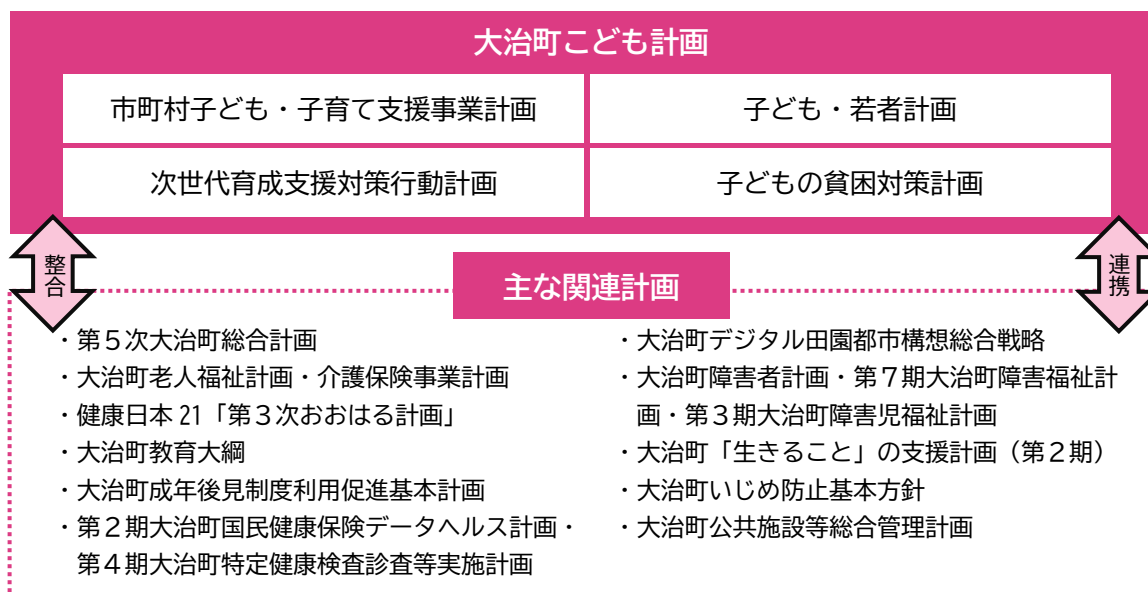
本町では、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を計画的に推進するため、平成27年3月に「大治町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策の取組を推進してきました。令和2年3月には第2期大治町子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保を継続して図ってきました。

本町においては、これまでもこどもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援などに取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目のない施策の一層の充実を図ってきました。

このたび、「第2期大治町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するとともに、令和5年にこども基本法及びこども大綱が策定され、少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策の3つの対策を含む子ども・若者支援の施策や方針を総合的に取りまとめたこども計画として策定します。

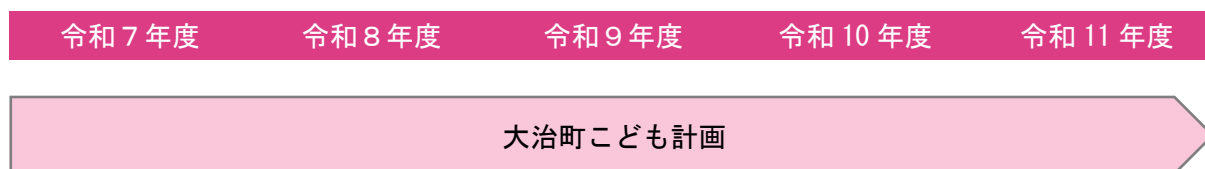
3. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画として、すべてのこどもや若者の健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民のみなさんが子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。本町におけるこども施策に関する事項を定め、こども施策全体として統一的に横串を刺す計画として策定します。



4. 計画の期間

こども基本法では、市町村こども計画の計画期間については定めていませんが、こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2期子ども・子育て支援事業と同様に5年間とし、令和7年度から11年度までを計画期間とします。



5. 計画の策定経緯

(1) 町民ニーズ調査の実施

①調査の目的

この調査は、令和元年度に策定した「第2期大治町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって計画期間を終えることから、次期計画策定に向けて町内に居住する就学前のこどもがいる世帯及び小学生のこどもがいる世帯を対象に、子育て支援サービスに関する施設やサービスの利用状況や今後の利用意向などを把握するために実施しました。

②調査対象

- ・就学前児童のいる世帯
- ・小学生のこどものいる世帯

③調査方法

保育所、幼稚園に通っているこどもの世帯、小学生のこどものいる世帯は、保育所、幼稚園、小学校を通じて直接配布、回収を実施した。

町内に居住し就学前のこどもがいる世帯のうち保育所、幼稚園等に通っていない場合は郵送配布、郵送回収を実施した。

④回答期間

令和5年12月12日(火)～12月27日(水)

⑤回収状況

調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,559 通	954 通	59.6%
小学生	1,325 通	962 通	80.1%

(2) 大治町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大治町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) こども等の意見の反映

こども基本法第 11 条において、国や地方公共団体がこども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。この考え方に基づき、本町においてもこども等の意見反映の機会を以下のように設けました。

実施日時	令和 6 年 9 月 7 日（日） 14:00～15:00
会場	総合福祉センター 3 階多目的ホール
意見交換会テーマ	①自分の行きたい公園は（理想の公園）はどんな公園？ ②公園の遊具についてみんなのこえをきかせて！
参加者実績	計 24 名 A 班： 4 名【年齢構成：小学校 1 年生】 B 班： 5 名【年齢構成：小学校 2 年生】 C 班： 5 名【年齢構成：小学校 3 年生・ 4 年生】 D 班： 5 名【年齢構成：小学校 3 年生・ 4 年生・ 6 年生】 E 班： 5 名【年齢構成：年少・ 年中・ 年長】



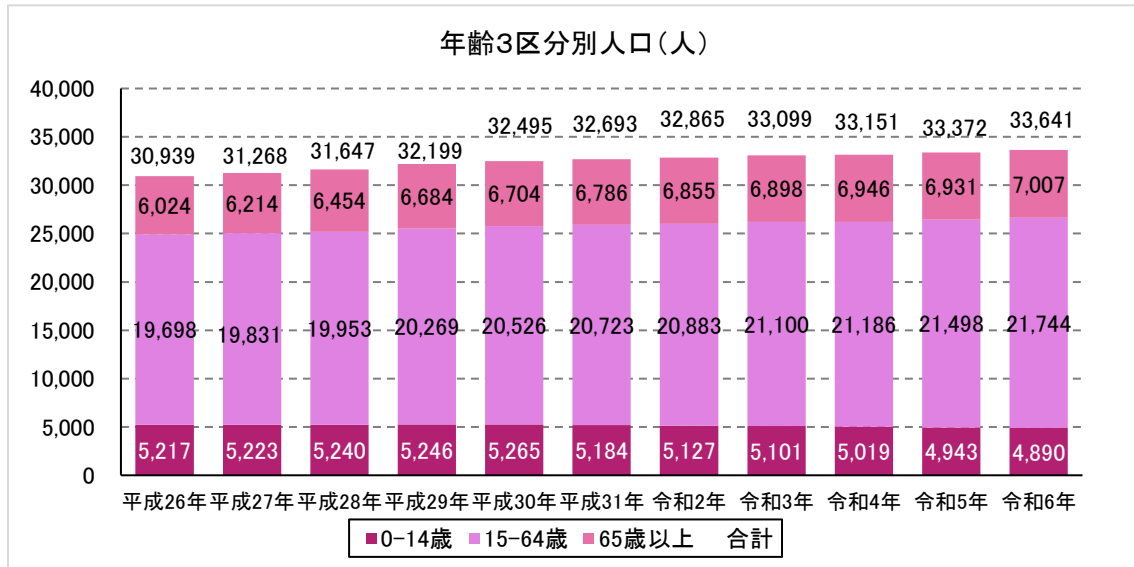
第2章 こども、若者、子育て家庭を 取り巻く現状と課題

1. 大治町の現状

(1) 人口の状況

①年齢3区分別人口の推移

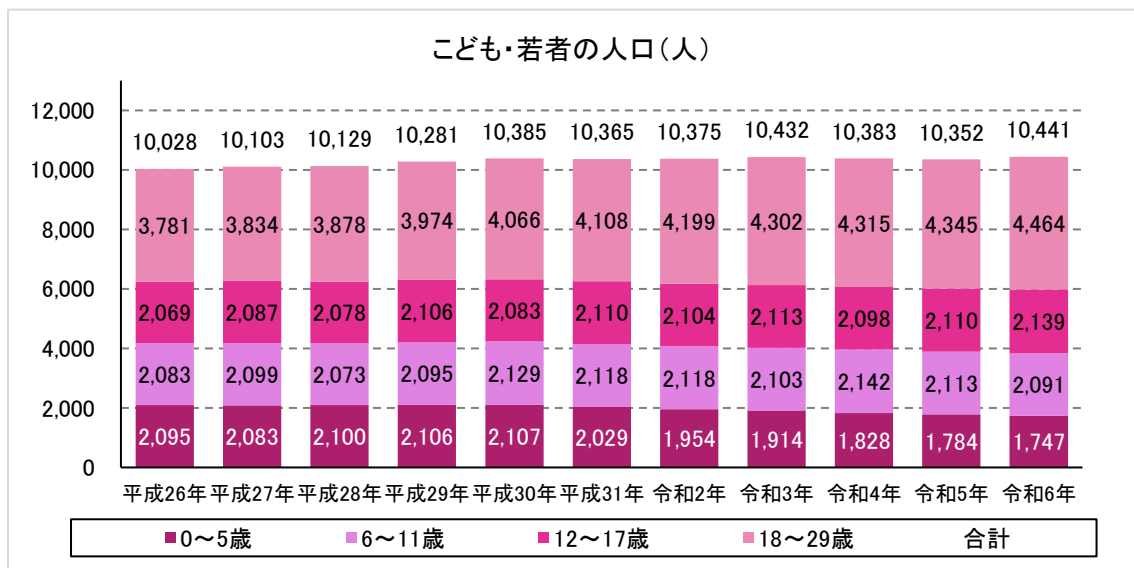
本町の人口は、令和6年で33,641人となっており年々増加しています。年齢構成をみると、65歳以上人口は増加、15～64歳人口は横ばい、0～14歳人口は減少を続けています。



資料：住民基本台帳人口（平成26年～令和6年、各年4月1日）より算出

②こども・若者の人口の推移

29歳までのこども・若者の人口は、令和3年頃をピークに一度減少に転じましたが、令和6年に再び増加して10,441人となっています。年齢構成別では、18～29歳の増加が全体の増加に影響し、年齢が下がるほど横ばいまたは減少を示しています。

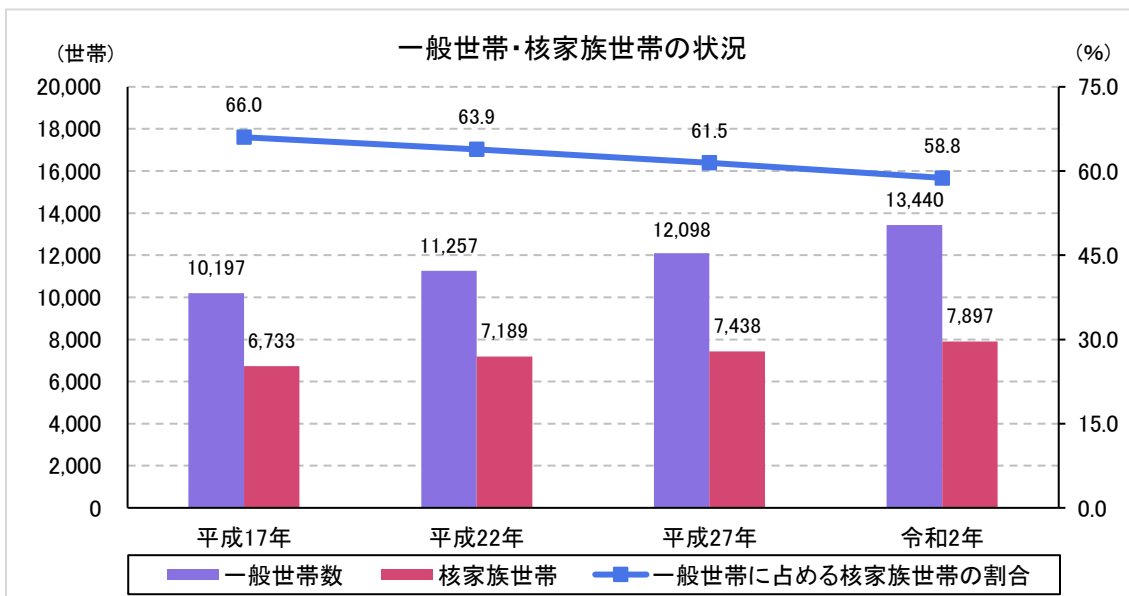


資料：住民基本台帳人口（平成26年～令和6年、各年4月1日）より算出

(2) 世帯の状況

①一般世帯・核家族世帯の状況

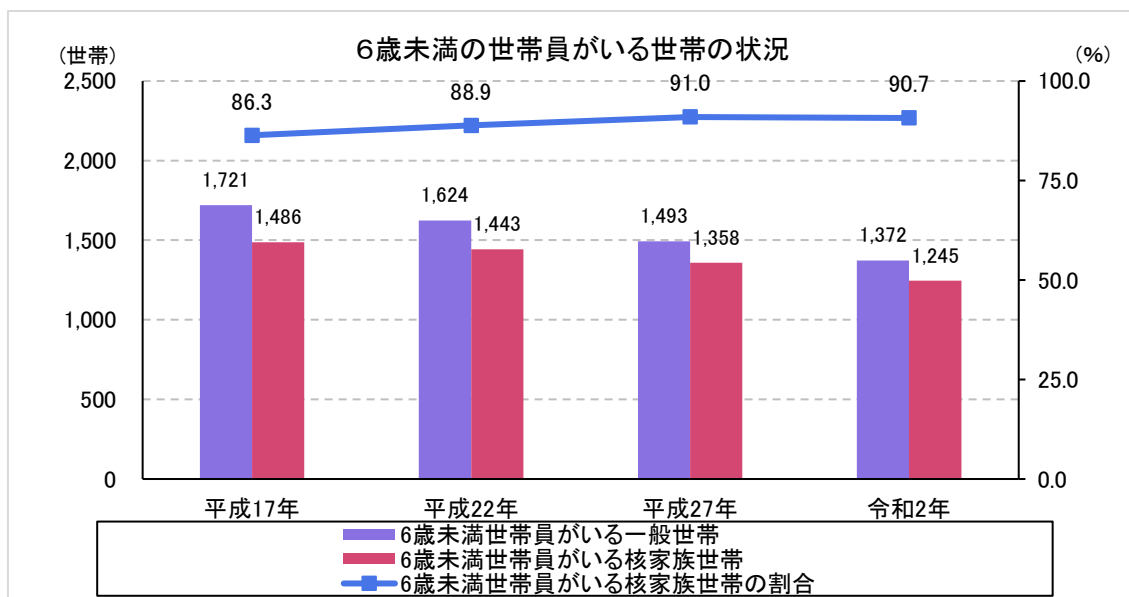
世帯の状況をみると、令和2年の一般世帯数は13,440世帯、核家族世帯数は7,897世帯でありいずれも増加を続けています。一般世帯に占める核家族世帯の割合は、令和2年で58.8%であり減少を続けています。



資料：国勢調査

②6歳未満の世帯員がいる世帯の状況

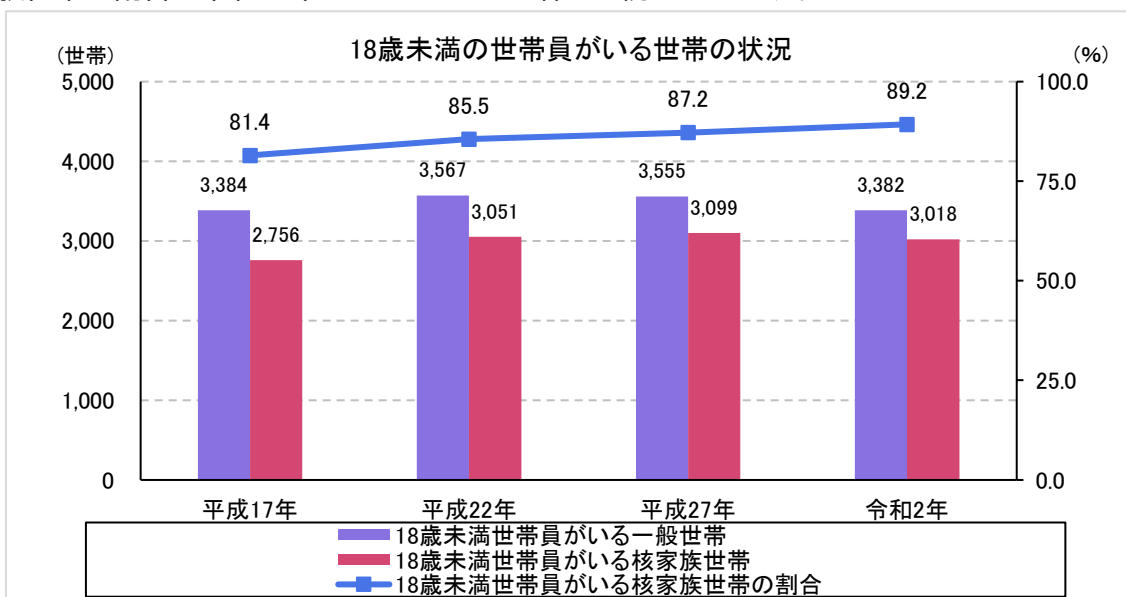
6歳未満の世帯員がいる世帯の状況をみると、令和2年の一般世帯数は1,372世帯、核家族世帯数は1,245世帯といずれも減少を続けています。核家族世帯の割合は令和2年では90%を超えています。



資料：国勢調査

③18歳未満の世帯員がいる世帯の状況

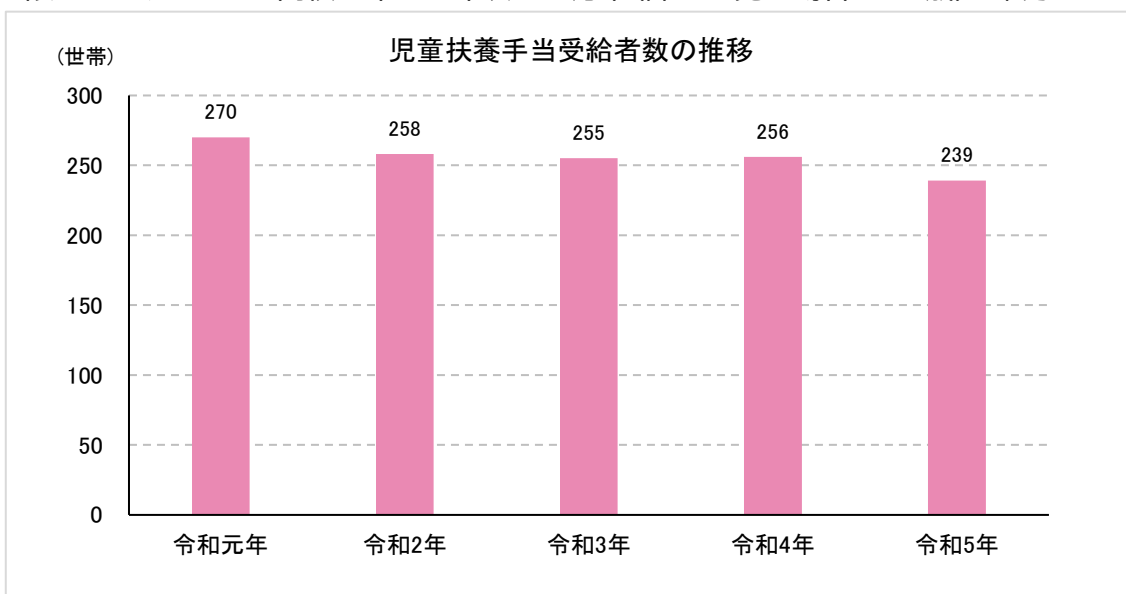
18歳未満の世帯員がいる世帯の状況をみると、令和2年の一般世帯数は3,382世帯、核家族世帯数は3,018世帯と増減を繰り返しています。一方、18歳未満の世帯員がいる核家族世帯の割合は令和2年で89.2%となり増加を続けています。



資料：国勢調査

④児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当の受給者数は、令和5年で239人と、平成31年よりやや減少しています。
 ※児童扶養手当…父母の離婚や死別などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てる家庭（ひとり親）に当面の生活の安定と自立のために支給される手当です。所得制限があり、こどもが高校3年生の年次の3月末（障がい児の場合は20歳）に終了します。

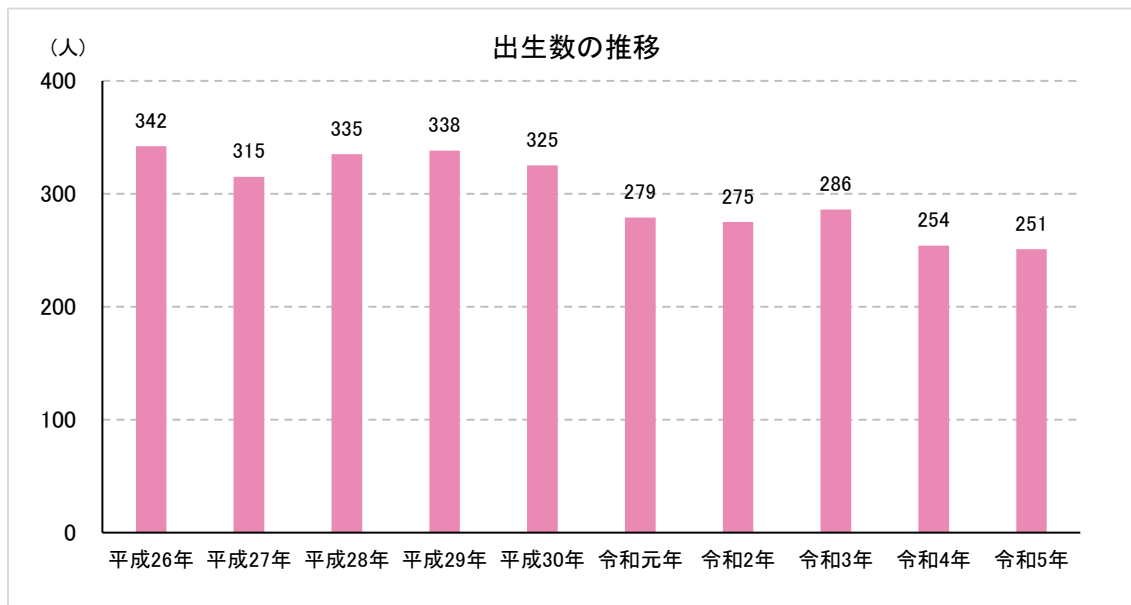


資料：愛知県

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

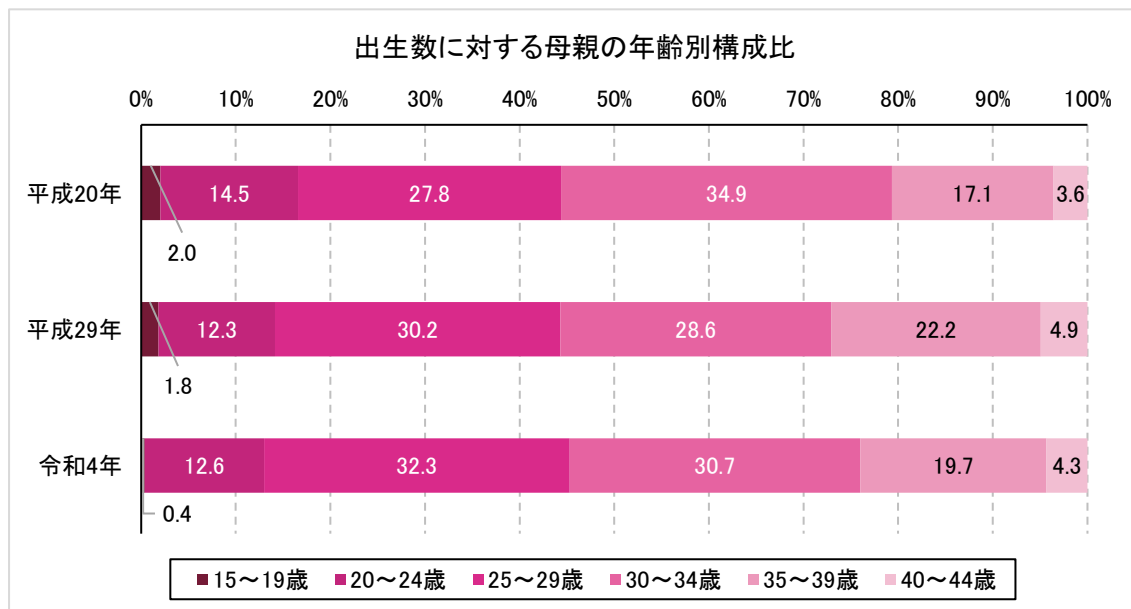
出生数は令和5年には251人となっており、過去10年間で83人減少しています。



資料：愛知県衛生年報（平成26年～令和4年）、愛知県の人口動態統計（令和5年）

② 出生数に対する母親の年齢別構成比

出生数に対する母親の年齢別構成比は、平成20年では30～34歳が34.9%と最も高かったのに比べ、令和4年には25～29歳が32.3%と最も高くなっています。

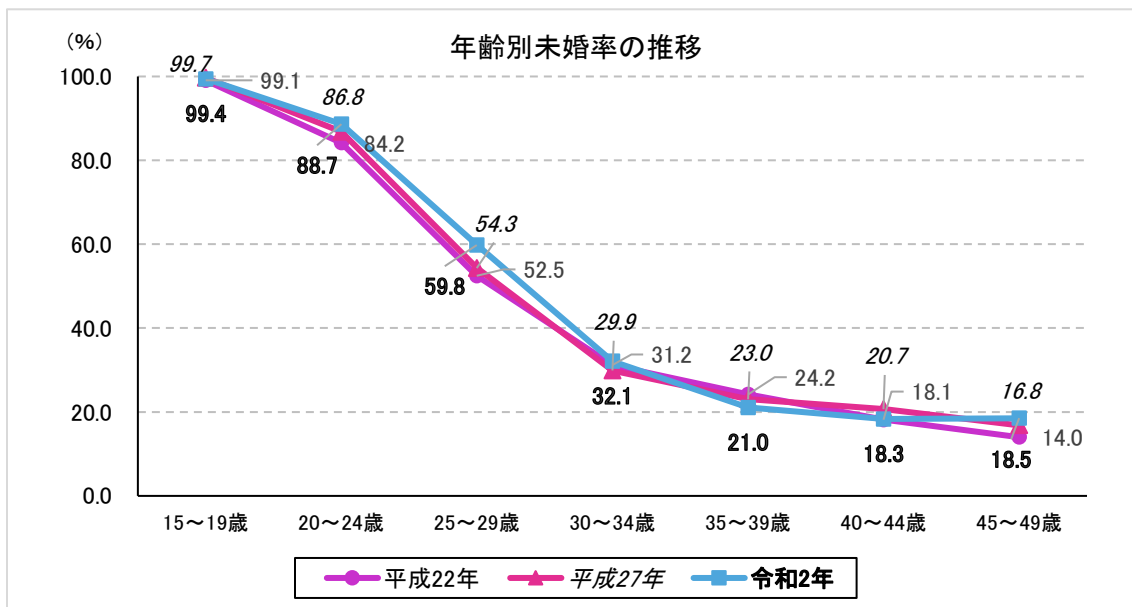


資料：愛知県衛生年報

(4) 未婚・結婚の状況

①年齢別未婚率の推移

年齢別未婚率は、令和2年では平成22年と平成27年と比べて20～34歳で増加しており、晩婚化が進んでいます。

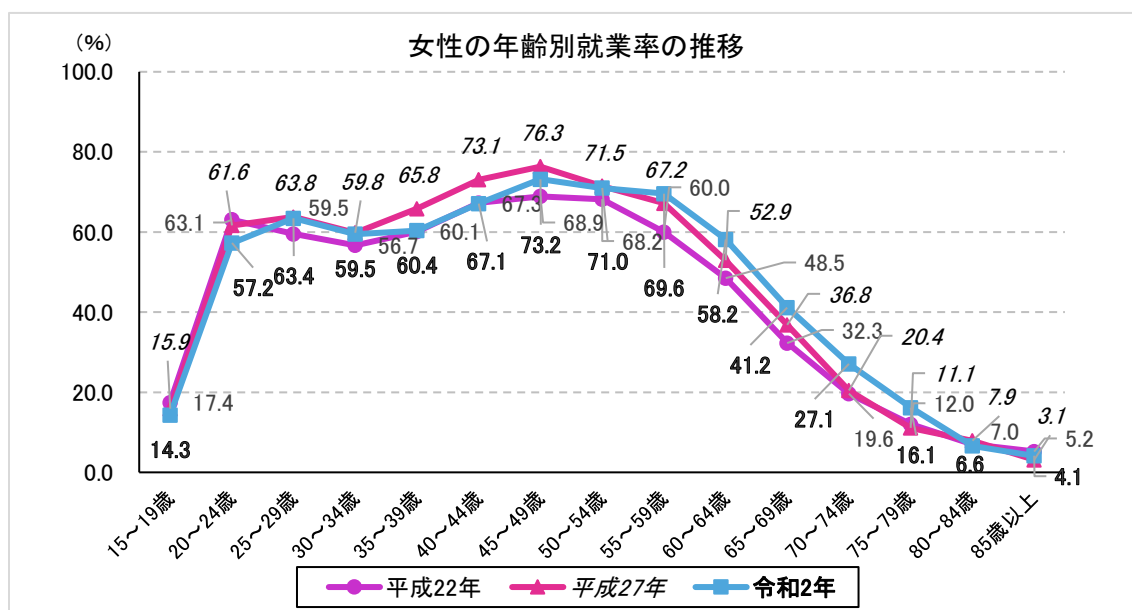


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

①女性の年齢別就業率の推移

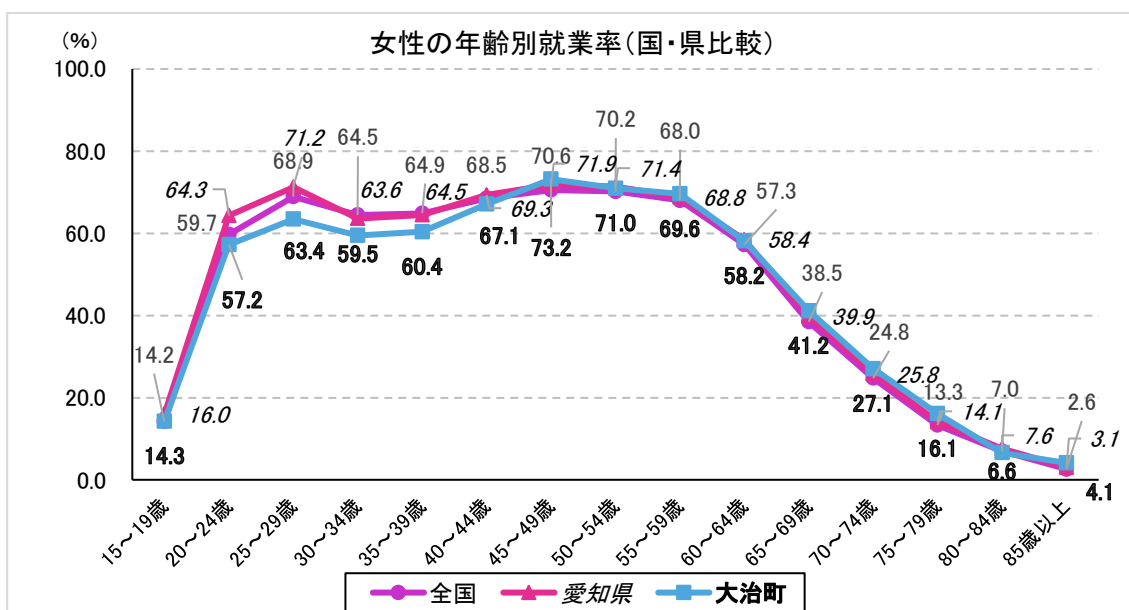
女性の年齢別就業率は、出産・育児期にあたる30代で低下する、いわゆる「M字型カーブ」を描いています。令和2年をみると、30～34歳の59.5%、35～39歳の60.4%を底値に、40歳代後半から50歳代前半は70%以上を示しています。また、令和2年における60歳代から70歳代の就業率が平成27年、22年と比較して高くなっています。



資料：国勢調査

②女性の年齢別就業率の比較

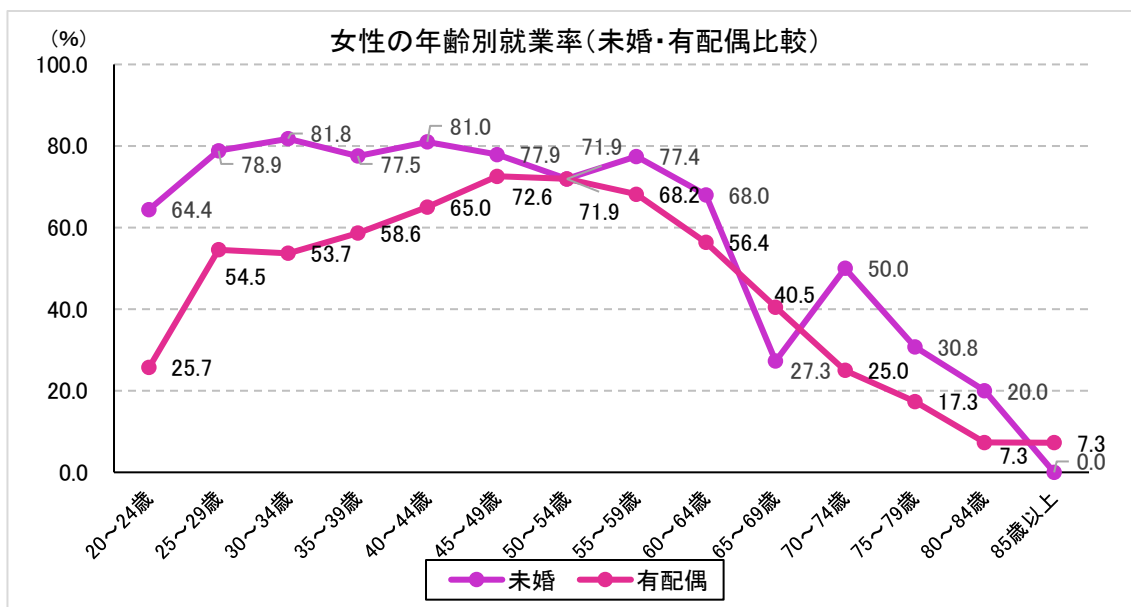
令和2年の女性の年齢別就業率を本町と全国、愛知県とで比較すると、20～44歳は全国、愛知県を下回りますが、45歳以降はどの年齢構成も同程度となっています。



資料：国勢調査(令和2年)

③女性の年齢別就業率(未婚・有配偶比較)

令和2年の女性の年齢別就業率を未婚・有配偶で比較すると、20歳代から30歳代において有配偶者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

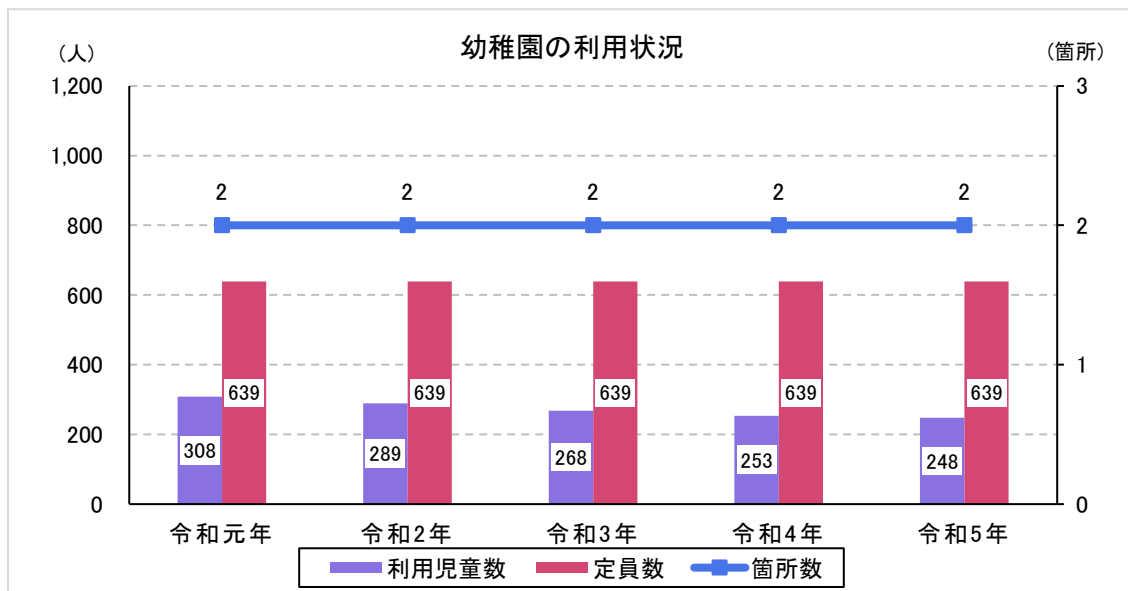


資料：国勢調査(令和2年)

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

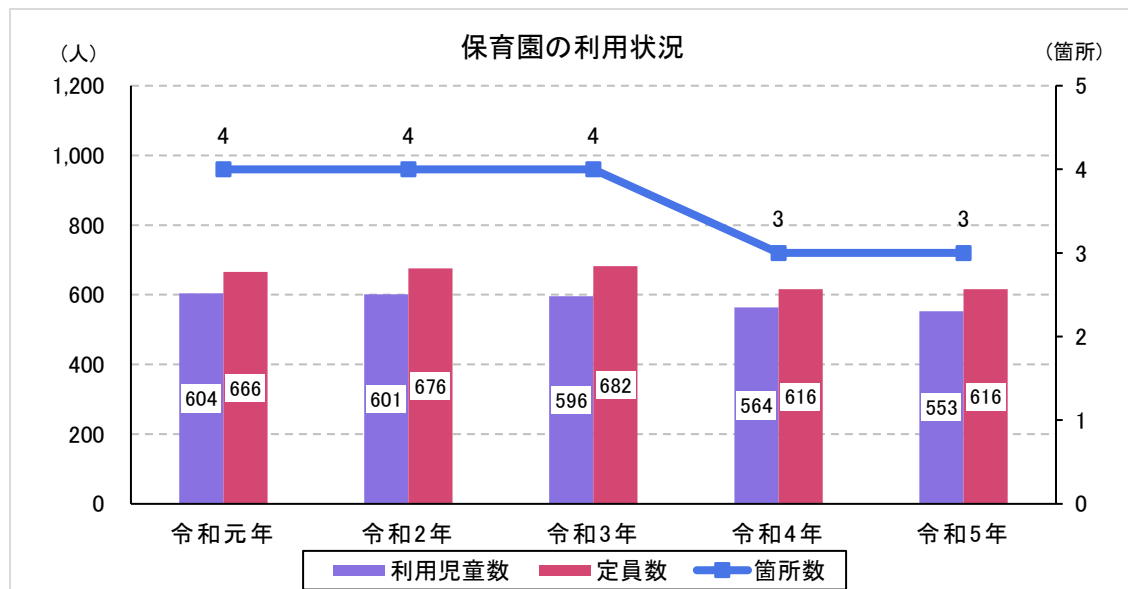
幼稚園箇所数と定員数は同数で推移しています。幼稚園利用児童数は年々減少しており、令和5年は248人と、令和元年と比べ約19.5%減少しています。



資料：町子育て支援課提供

② 保育園の状況

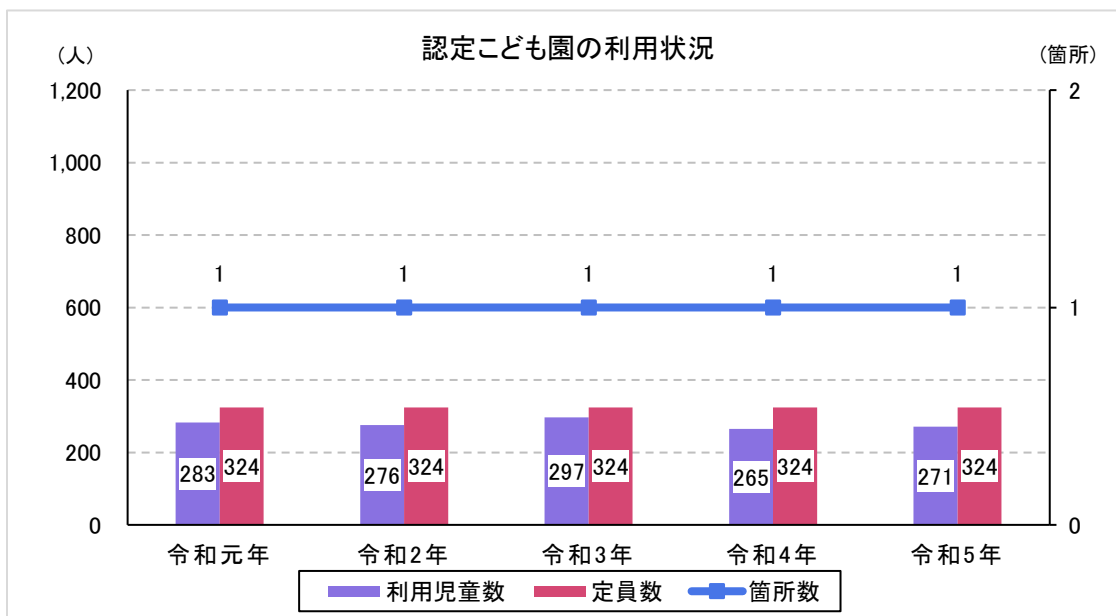
保育園の箇所数と定員数は令和3年をピークに減少に転じています。保育園利用児童数は一貫して減少しており、令和5年で553人となっています。



資料：町子育て支援課提供

③認定こども園の状況

認定こども園の箇所数と定員数は同数で推移しています。利用児童数は増減を繰り返して推移しており、令和5年で271人となっています。



資料：町子育て支援課提供

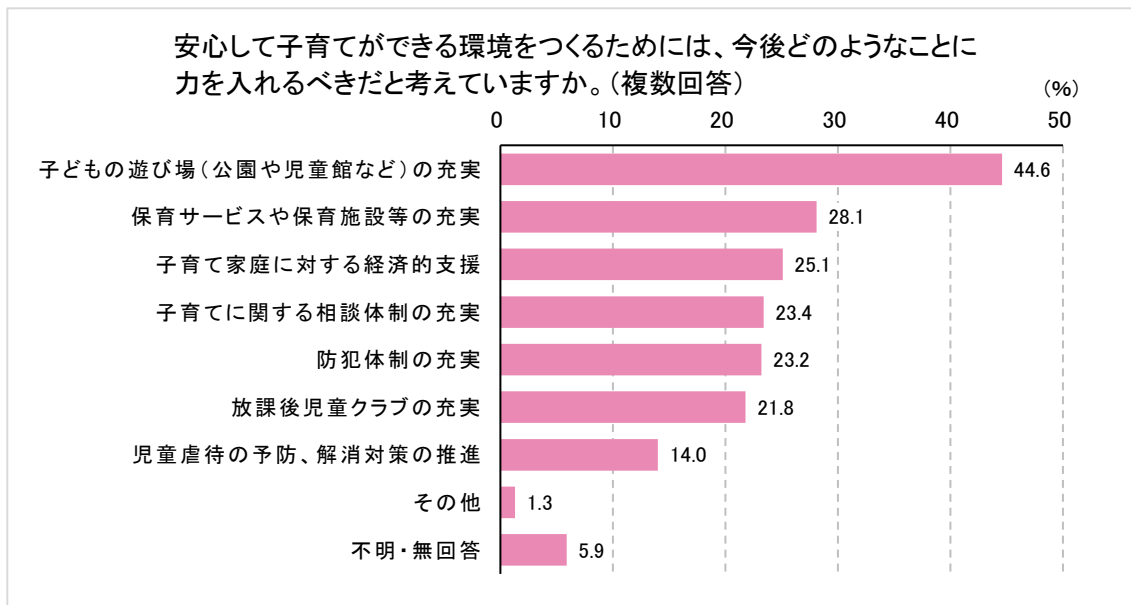
④待機児童数の推移

待機児童数は令和元年から0人で推移しています。

(7) 子育て環境の状況

①子育て環境の整備を希望すること

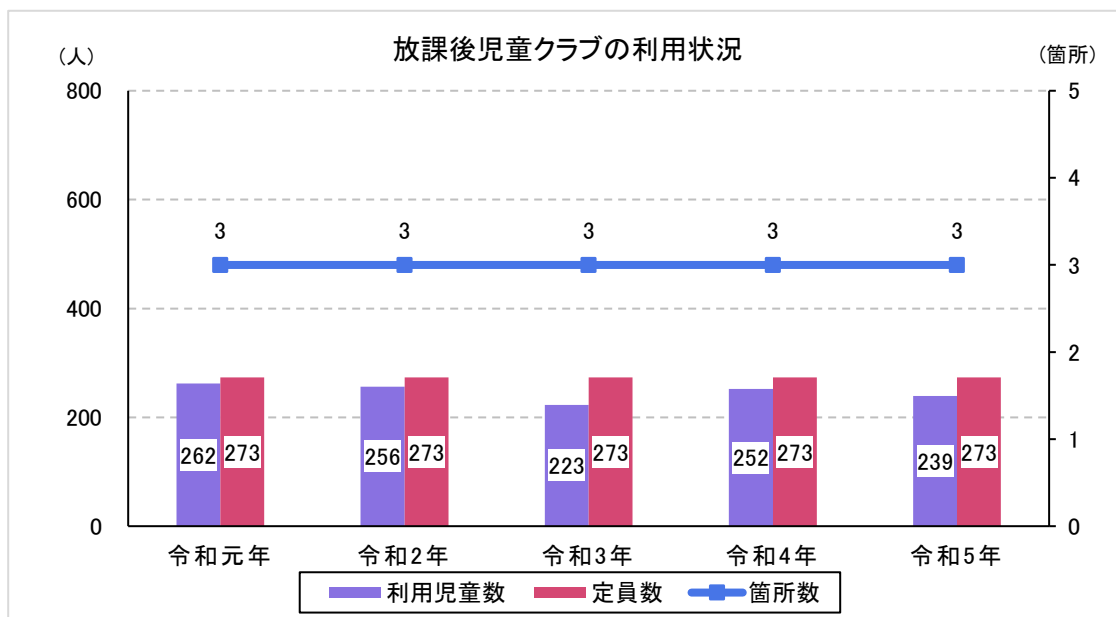
「子どもの遊び場（公園や児童館など）の充実」が44.6%と最も高く、次いで「保育サービスや保育施設等の充実」28.1%、「子育て家庭に対する経済的支援」25.1%の順となっています。



資料：大治町スポーツセンターアンケート（親子）（令和4年度）

②放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの定員数、箇所数は同数で推移しています。利用児童数は増減を繰り返して推移しており、令和5年度で239人となっています。

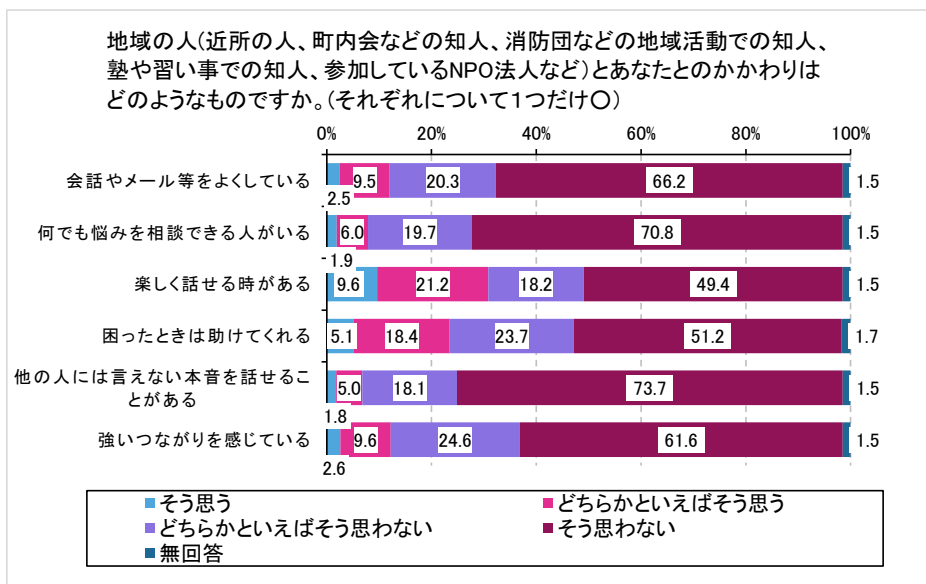


資料：町子育て支援課提供

(8) こども・若者の状況

①こども・若者の地域の人との関わりについて

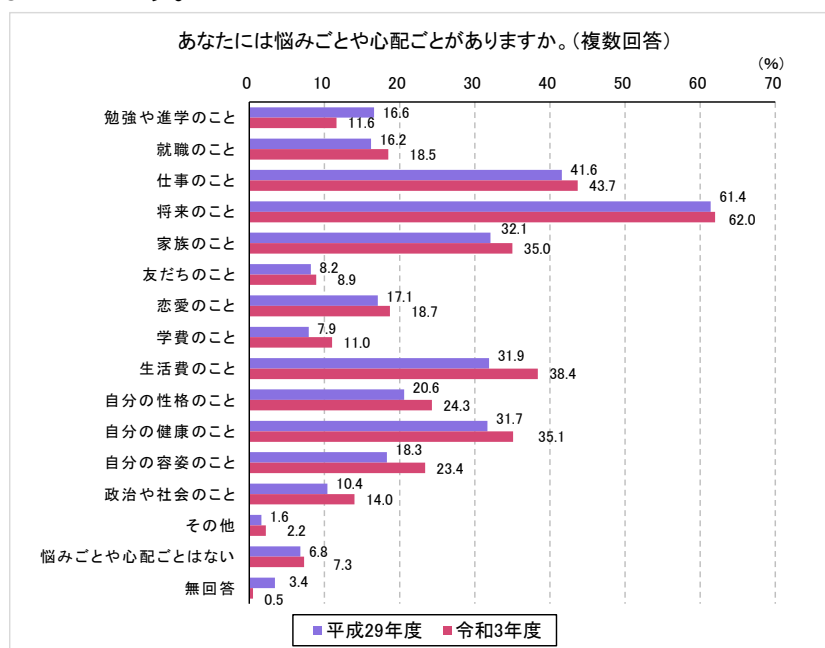
愛知県の調査では、「そう思う」の比率が高いのは、「楽しく話せる時がある」9.6%、「困ったときは助けてくれる」5.1%の順となっています。一方、「そう思う」の比率が低いのは、「他の人には言えない本音を話せることがある」1.8%、「何でも悩みを相談できる人がいる」1.9%の順となっています。



資料：愛知県 子ども・若者の生活実態・意識調査（令和4年）

②こども・若者が抱える悩みや不安について

愛知県の調査では、比率が高いのは、「将来のこと」62.0%、「仕事のこと」43.7%、「生活費のこと」38.4%の順となっています。15項目中、14項目において平成29年度よりも比率が高くなっています。

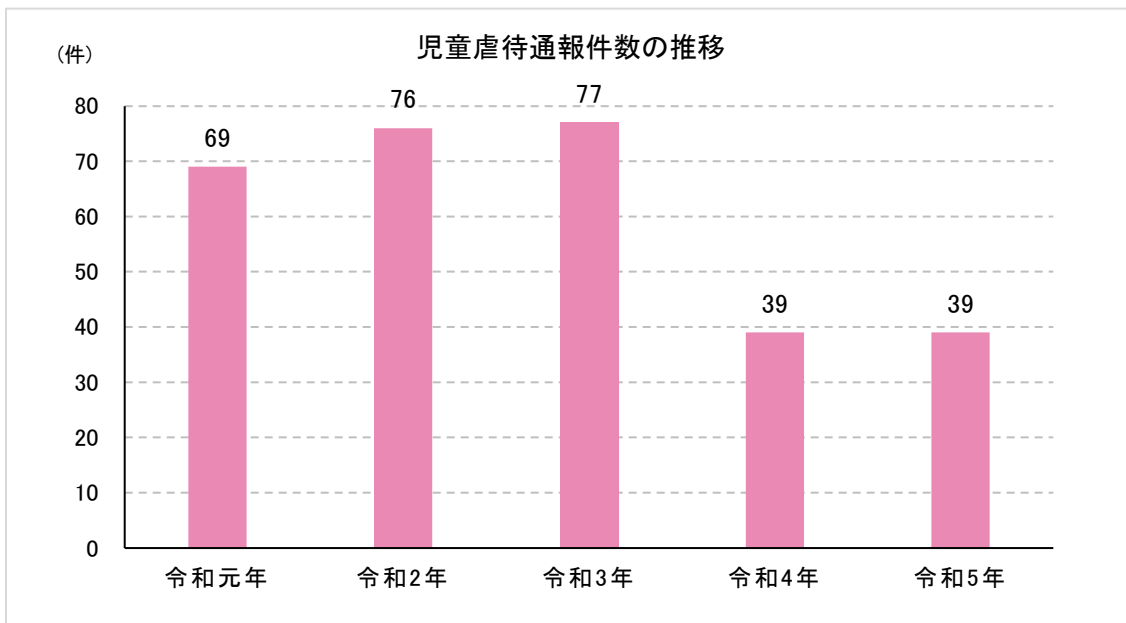


資料：愛知県 子ども・若者の生活実態・意識調査（令和4年）

(9) その他の状況

①児童虐待通報件数の推移

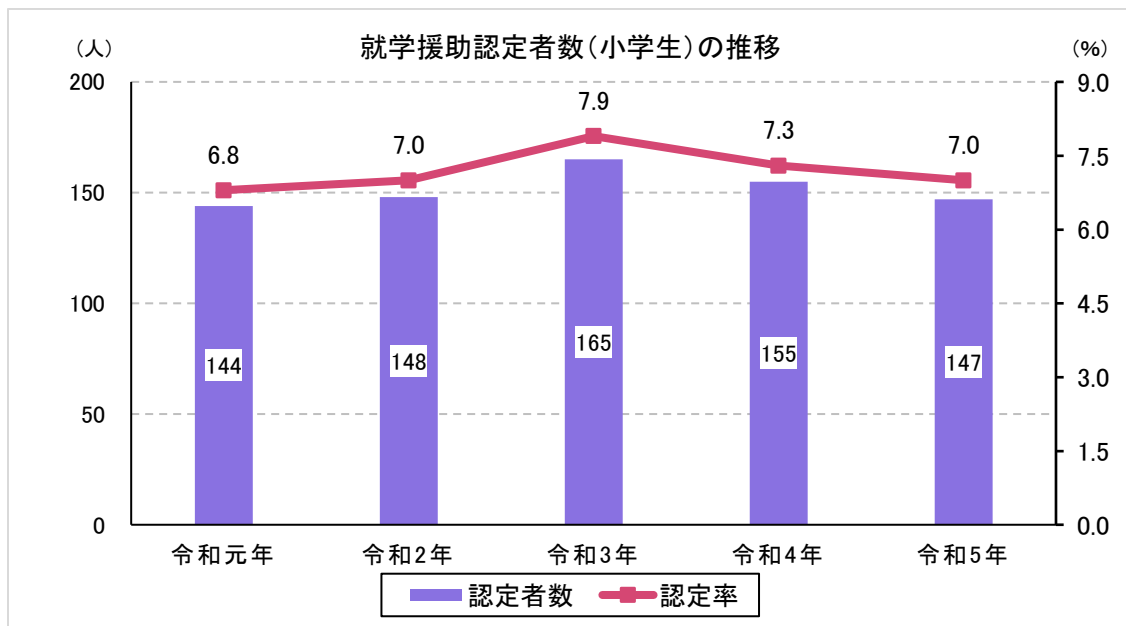
児童虐待通報件数は令和5年で39人となっています。



資料：町子育て支援課提供

②就学援助認定者数（小学生）の推移

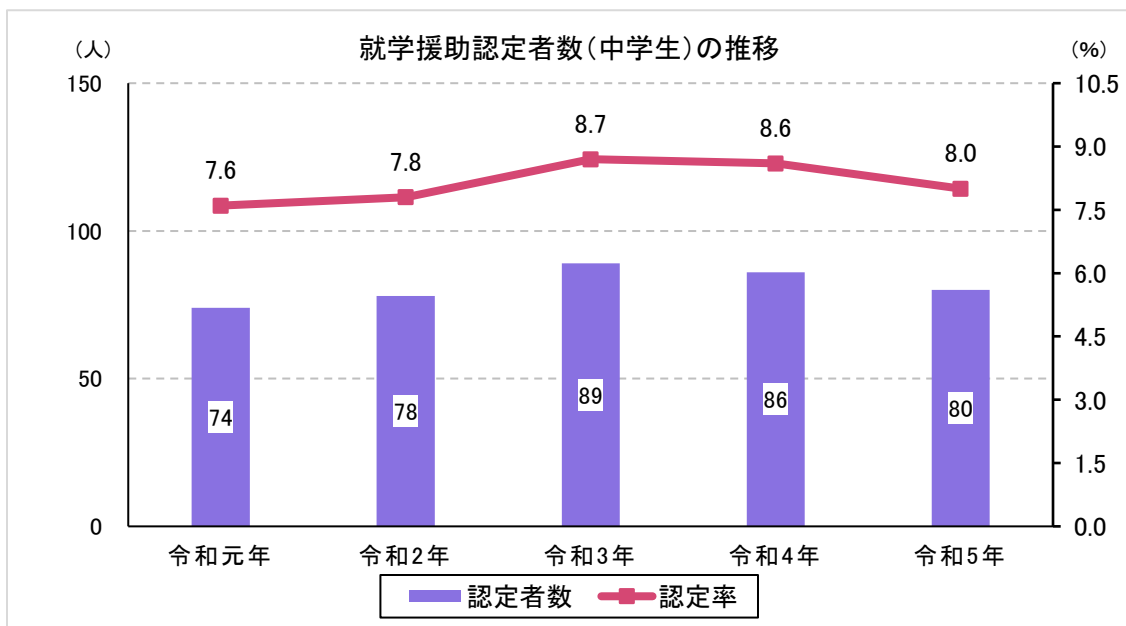
小学生における就学援助認定者数・認定率は令和3年をピークに減少に転じており、令和5年で認定者数が147人、認定率が7.0%となっています。



資料：学校教育課提供

③就学援助認定者数（中学生）の推移

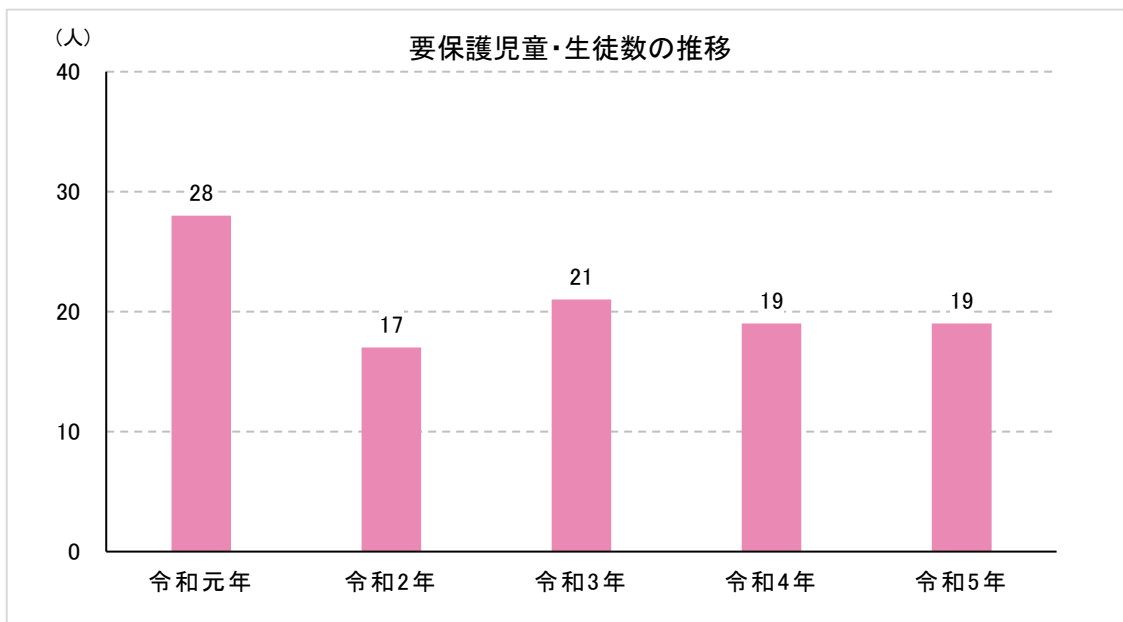
中学生における就学援助認定者数・認定率は、令和3年をピークに減少に転じています。令和5年で認定者数が80人、認定率が8.0%となっています。



資料：学校教育課提供

④要保護児童・生徒数の推移

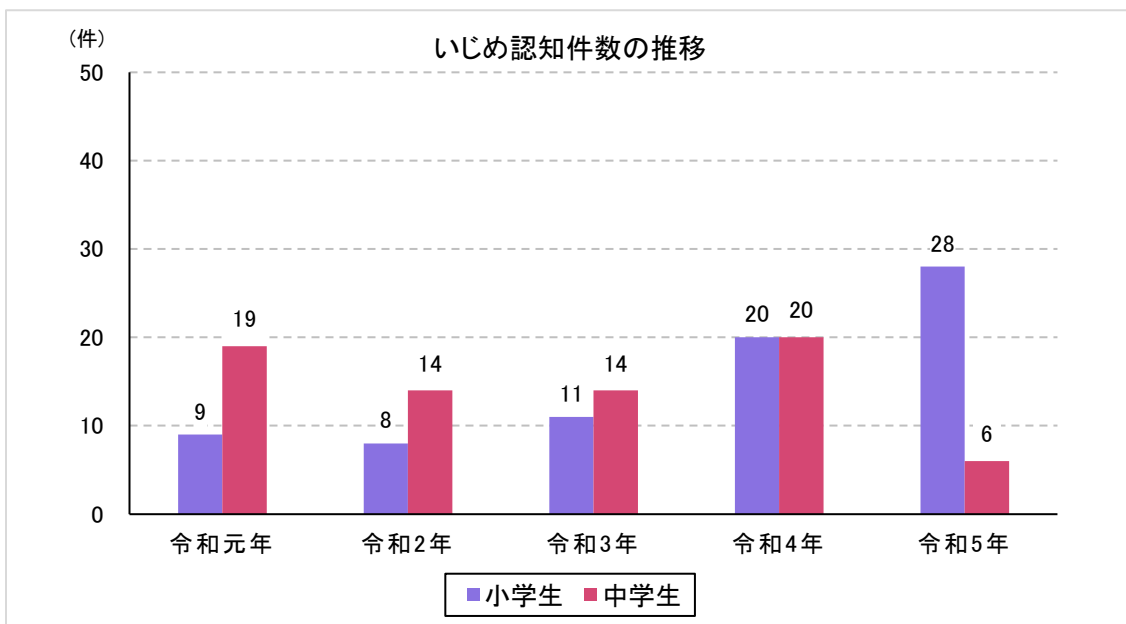
要保護児童・生徒数は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年で19件となっています。



資料：町子育て支援課提供

⑤いじめ認定件数の推移

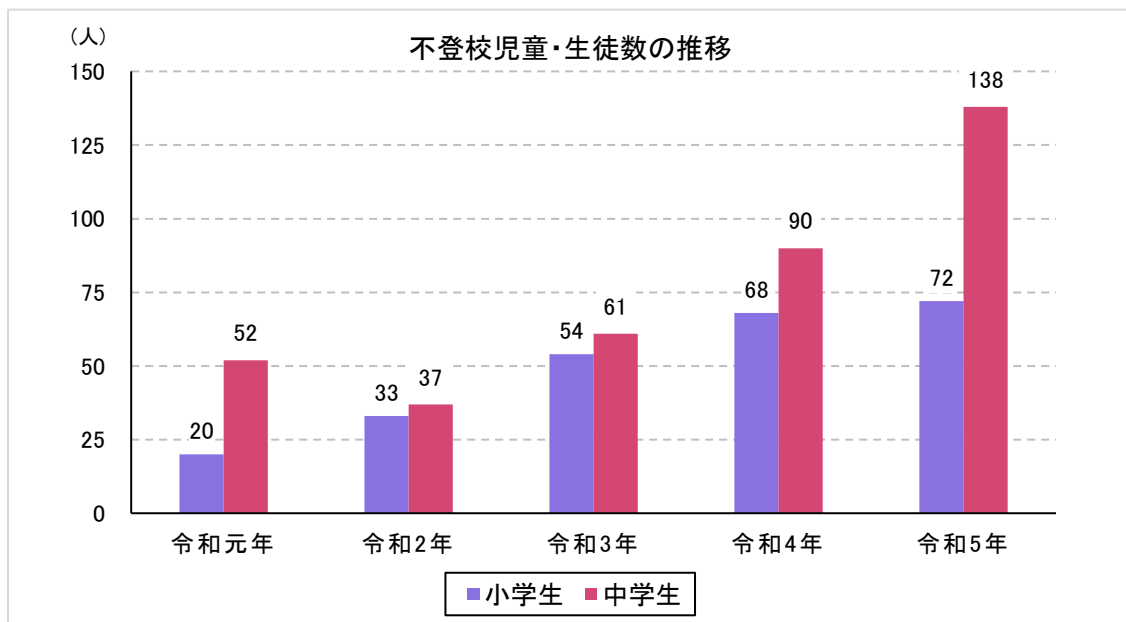
小学生におけるいじめ認知件数は増加傾向にあり、令和5年で28件となっています。中学生におけるいじめ認知件数は増減を繰り返しており、令和5年で6件となっています。



資料：学校教育課提供

⑥不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年で小学生が72人、中学生が138人となっています。



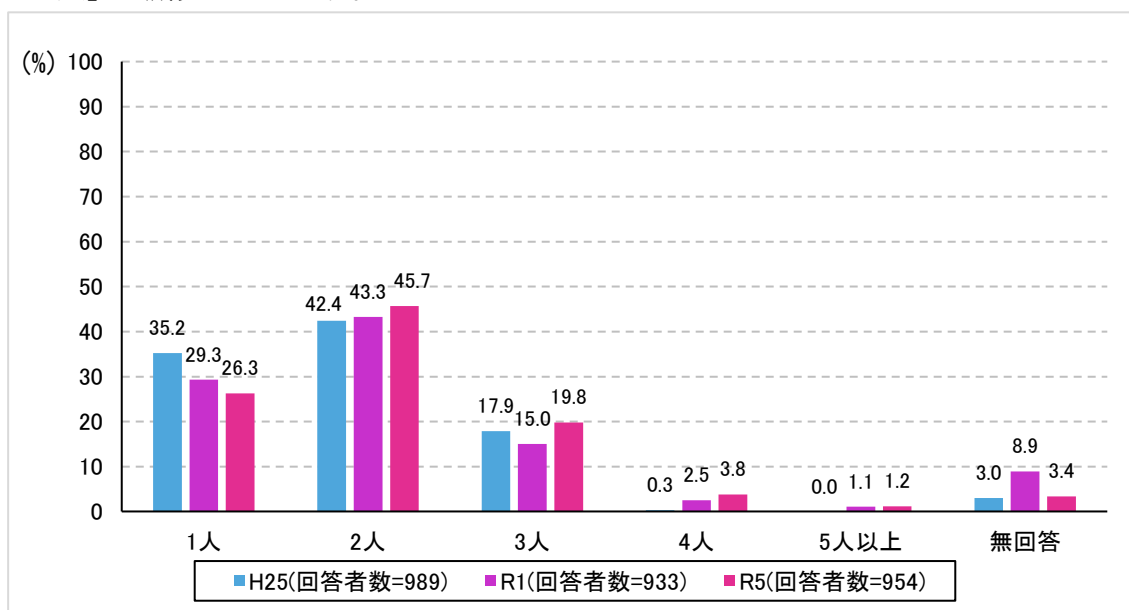
資料：学校教育課提供

2. アンケート調査結果からみえる現状

(1) こどもと家族の状況について

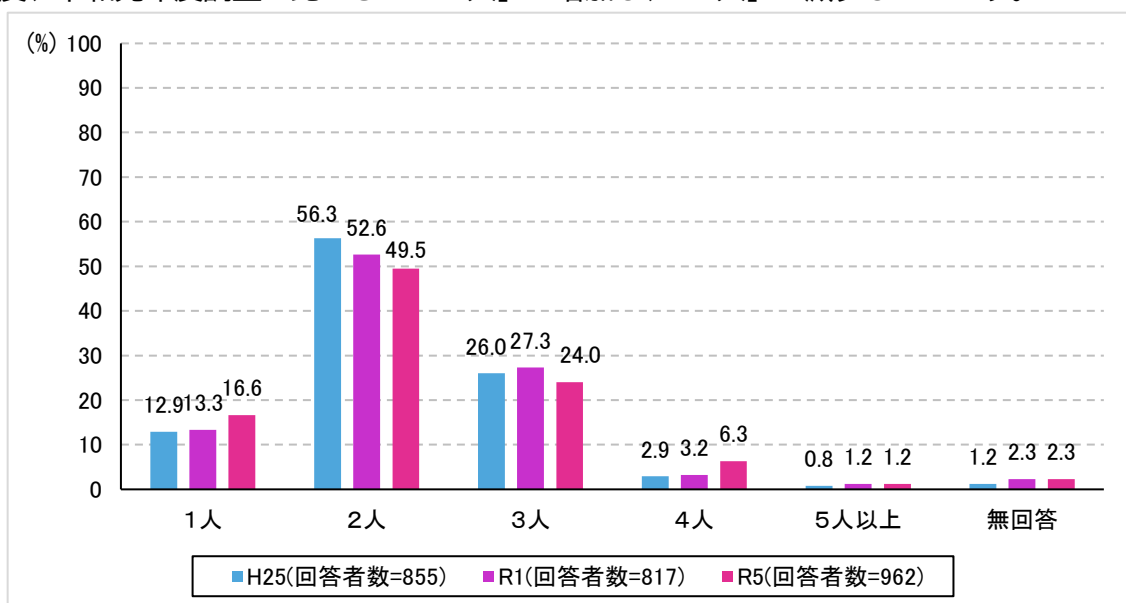
①きょうだいの人数（就学前児童）

「2人」の比率が45.7%と最も高く、次いで「1人」が26.3%、「3人」が19.8%の順となっています。平成25年度、令和元年度調査と比較すると「2人」「3人」が増加し、「1人」が減少しています。



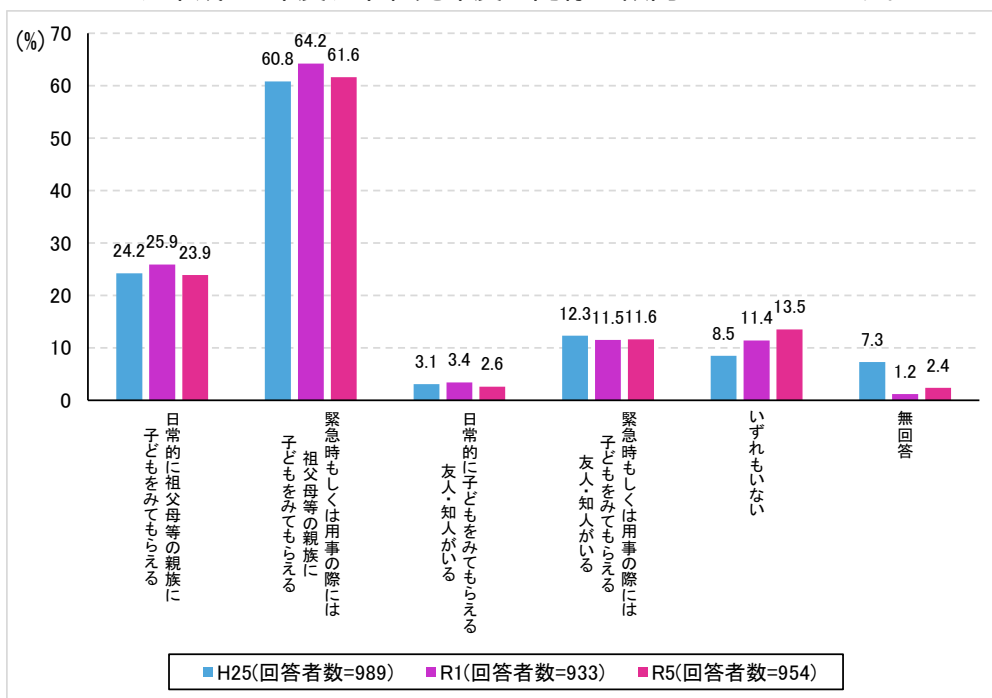
②きょうだいの人数（就学児童）

「2人」の比率が49.5%と最も高く、次いで「3人」24.0%となっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると「1人」が増加し、「2人」が減少しています。



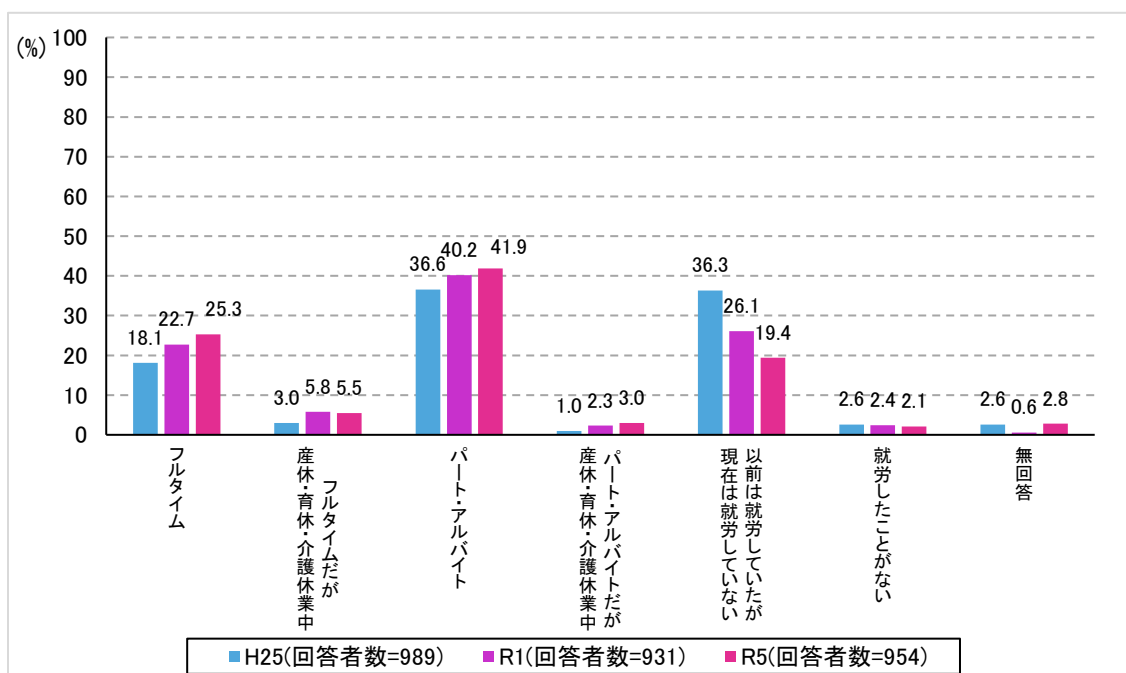
③日常的・緊急時に子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」の比率が61.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」23.9%の順となっており、平成25年度、令和元年度と同様の傾向となっています。



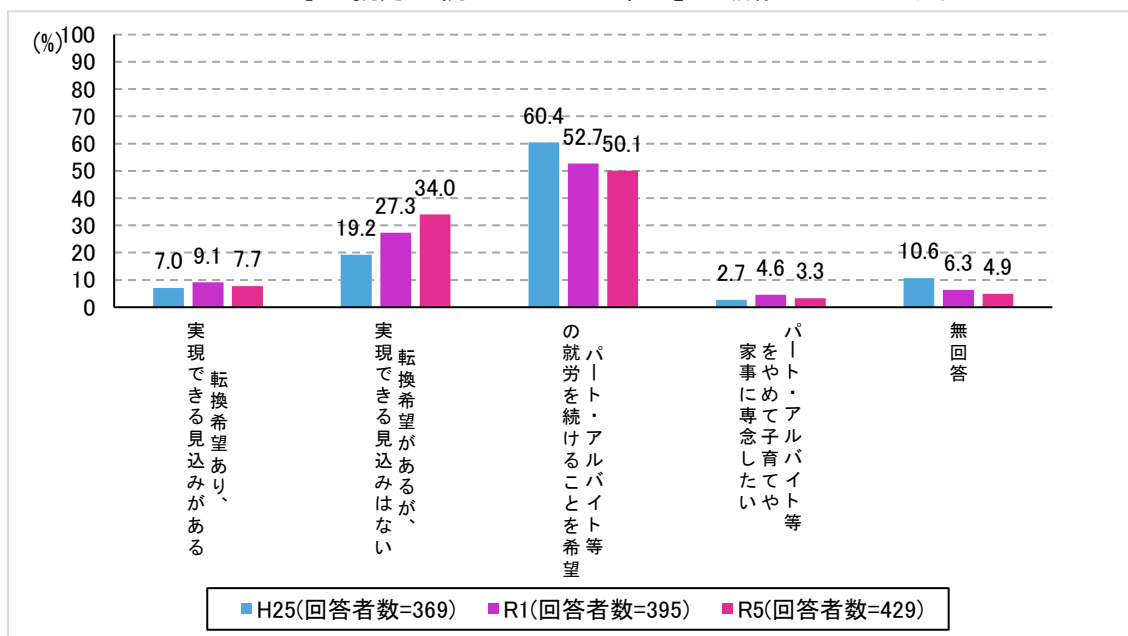
④母親の就労状況（就学前児童）

「パート・アルバイト」の比率が41.9%と最も高く、次いで「フルタイム」25.3%、「以前は就労していたが現在は就労していない」19.4%の順となっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると「フルタイム」「パート・アルバイト」が増加し、「以前は就労していたが現在は就労していない」が減少しており、母親も働きに出かける家庭が多くなっています。



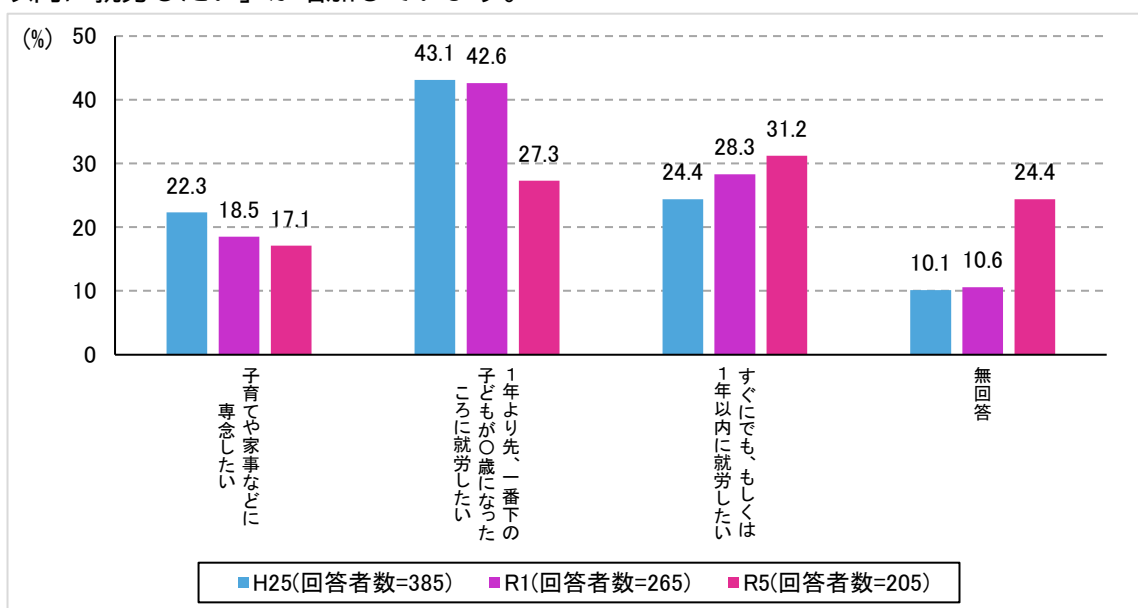
⑤就労している母親のフルタイムへの転換希望の有無（就学前児童）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の比率が50.1%と最も高く、次いで「転換希望があるが、実現できる見込みはない」34.0%の順となっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると「転換希望があるが、実現できる見込みはない」が増加し、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が減少しています。



⑥未就労の母親の就労意向の有無（就学前児童）

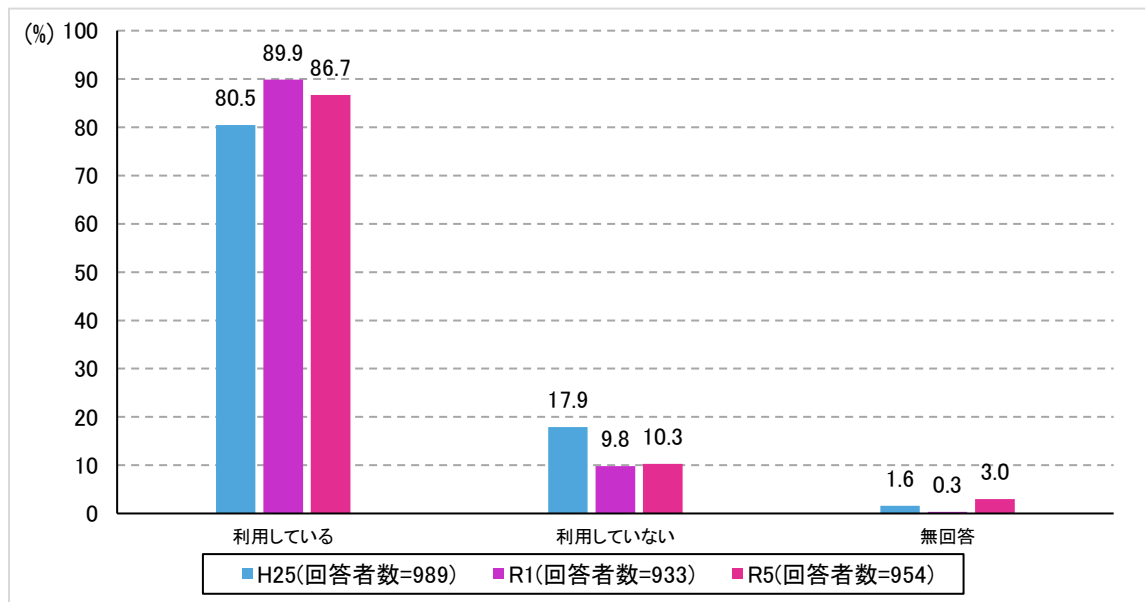
「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の比率が31.2%と最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」27.3%の順となっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると、「子育てや家事などに専念したい」「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が減少し、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が増加しています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

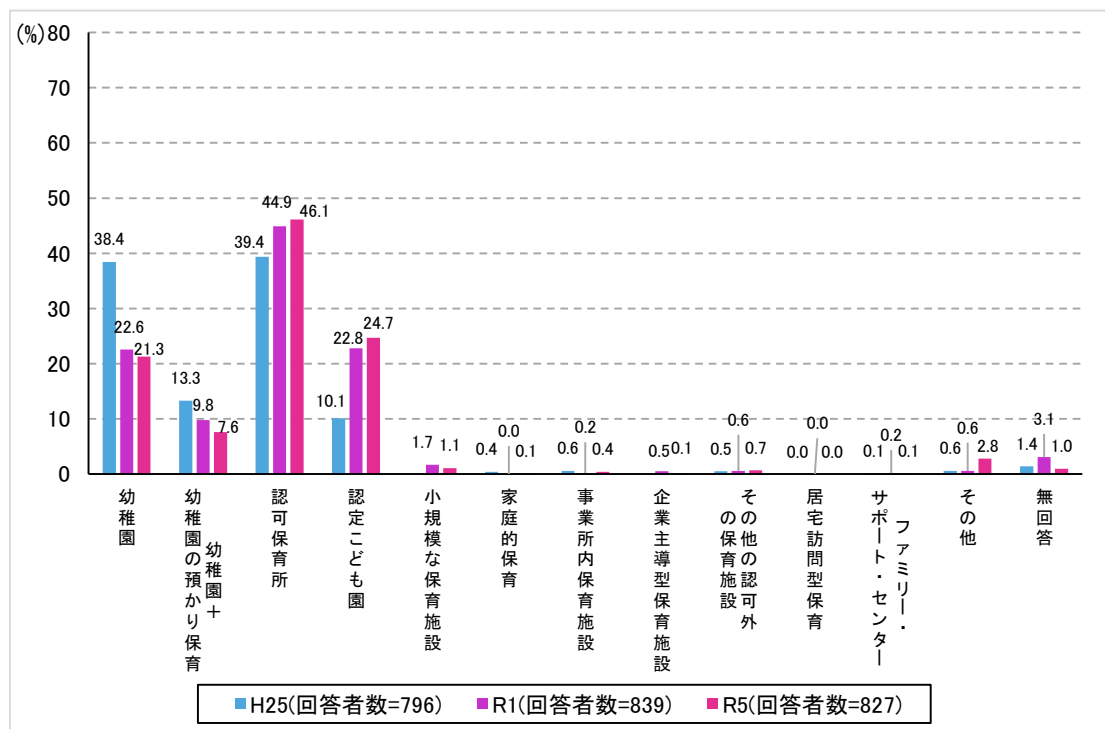
①平日の定期的な教育・保育事業の利用有無

「利用している」の比率が 86.7%、「利用していない」が 10.3%となっています。平成 25 年度、令和元年度調査と比べると大きな変化はみられません。



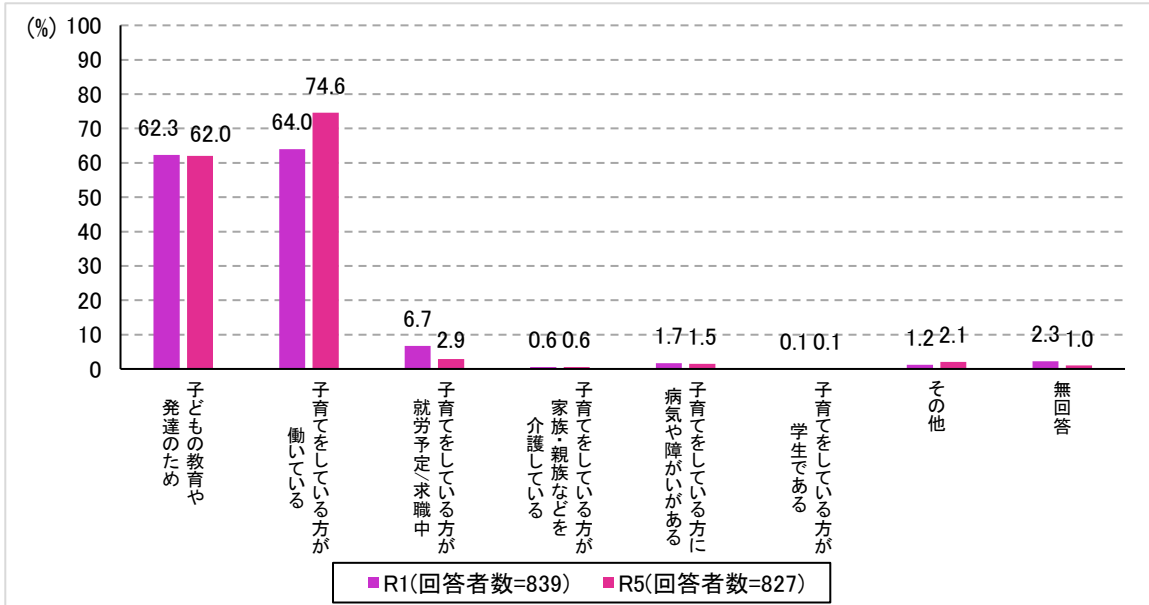
②平日定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所」の比率が 46.1%と最も高く、次いで「認定こども園」24.7%、「幼稚園」21.3%の順となっています。平成 25 年度、令和元年度調査と比べると「認可保育所」「認定こども園」が増加し、「幼稚園」が減少しています。



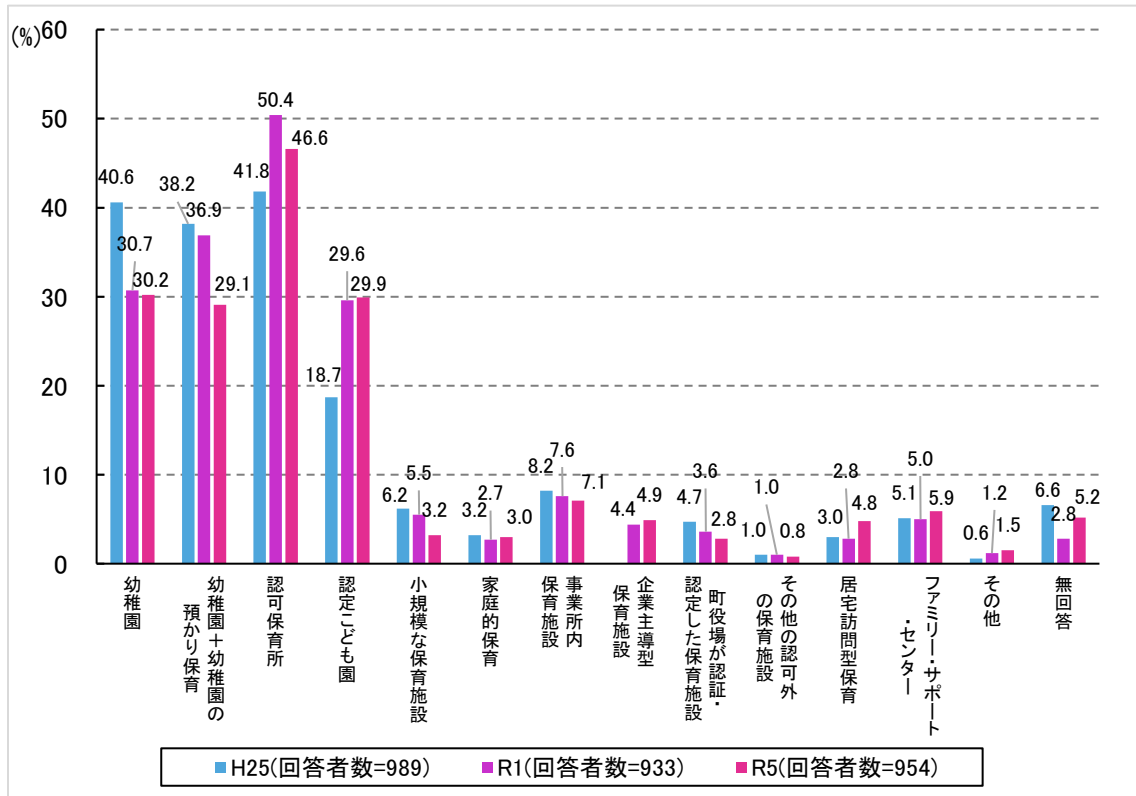
③教育・保育事業を利用している理由

「子育てをしている方が働いている」の比率が74.6%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」62.0%の順となっています。令和元年度調査と比べると「子育てをしている方が働いている」が増加しています。



④平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

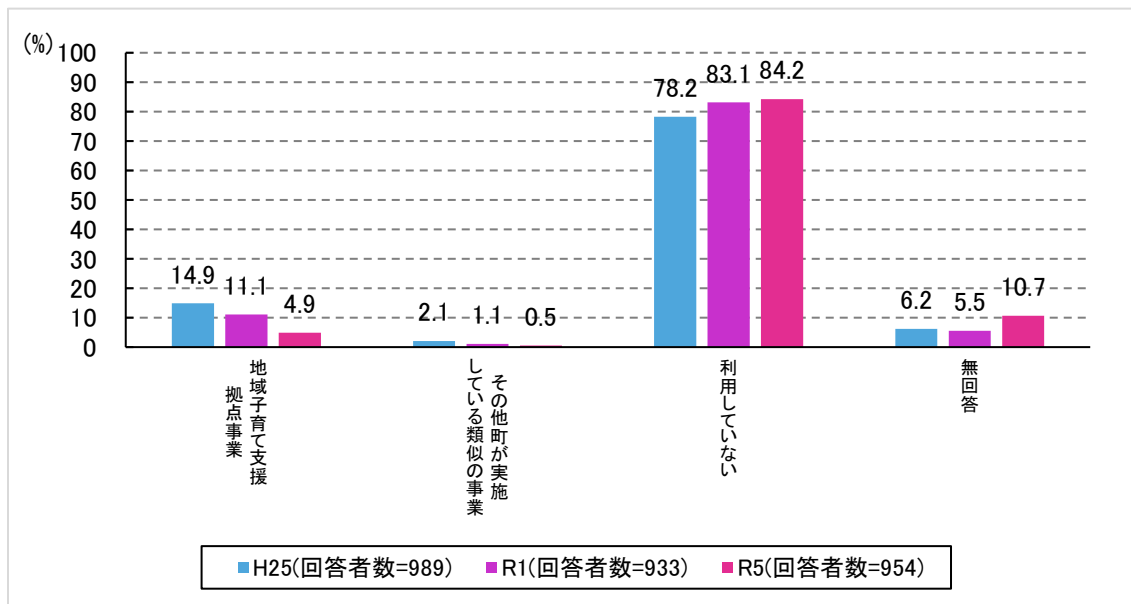
「認可保育所」の比率が46.6%と最も高く、次いで「幼稚園」30.2%、「認定こども園」29.9%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」29.1%の順となっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると「認定こども園」が増加し、「幼稚園」「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が減少しています。



(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況について

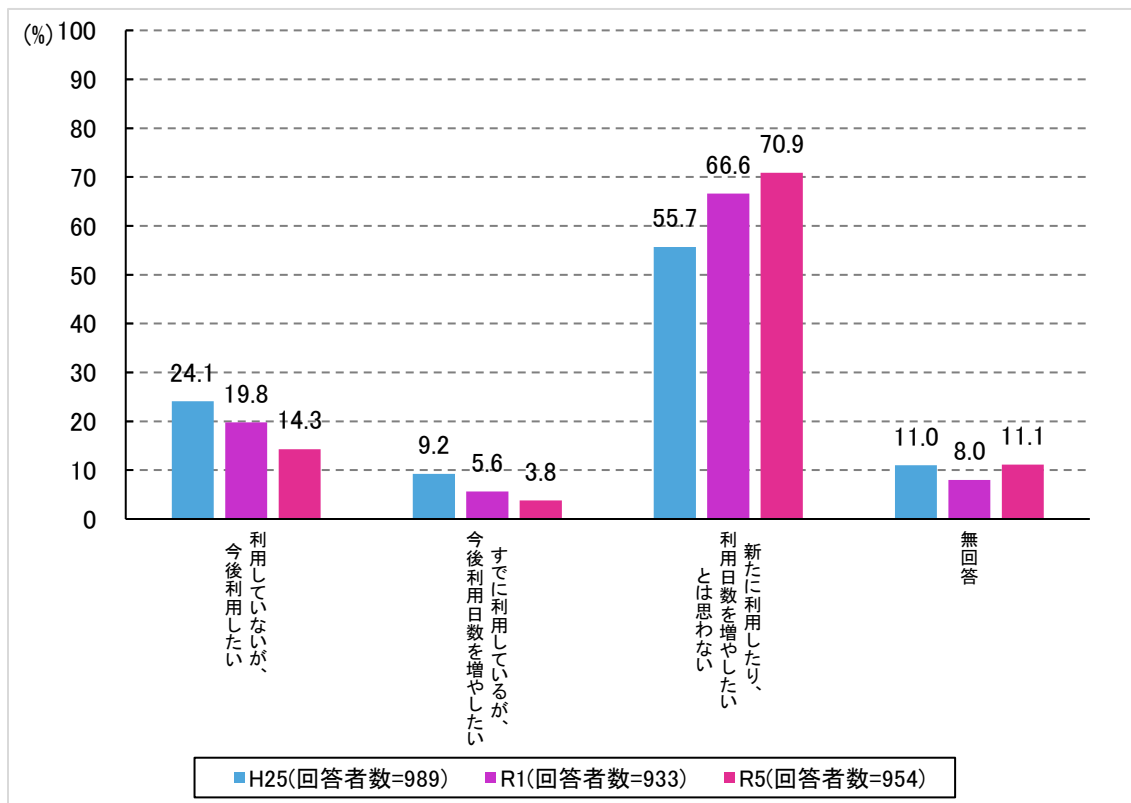
①地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の比率が84.2%と最も高くなっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると「利用していない」が増加し、「地域子育て支援拠点事業」は減少しています。



②地域子育て支援拠点事業の利用希望

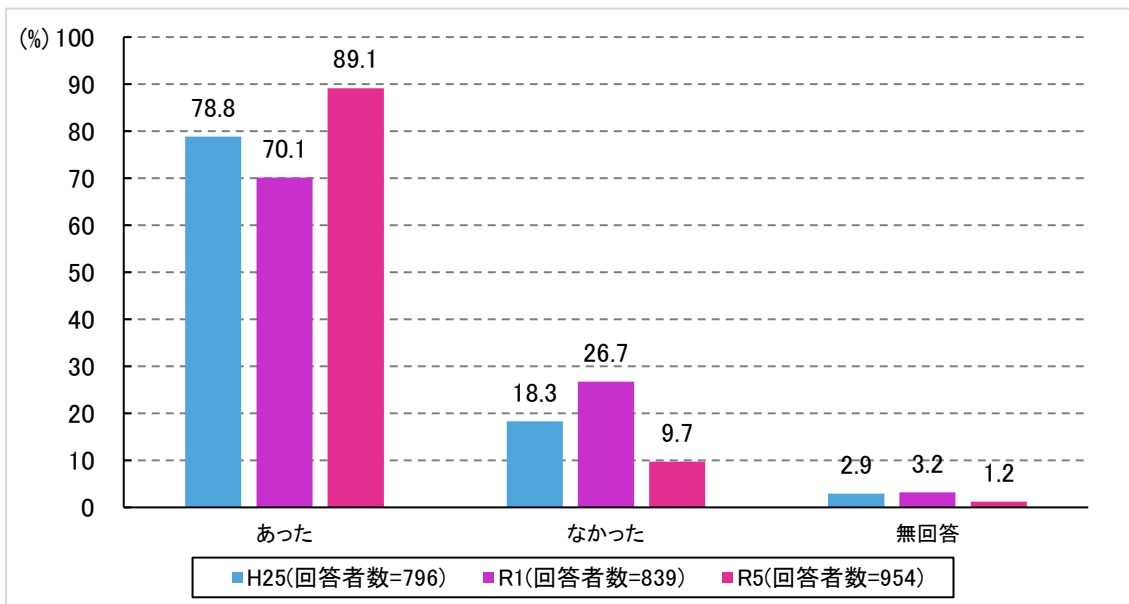
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の比率が70.9%と最も高くなっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が増加しています。



(4) 病気等の際の対応について

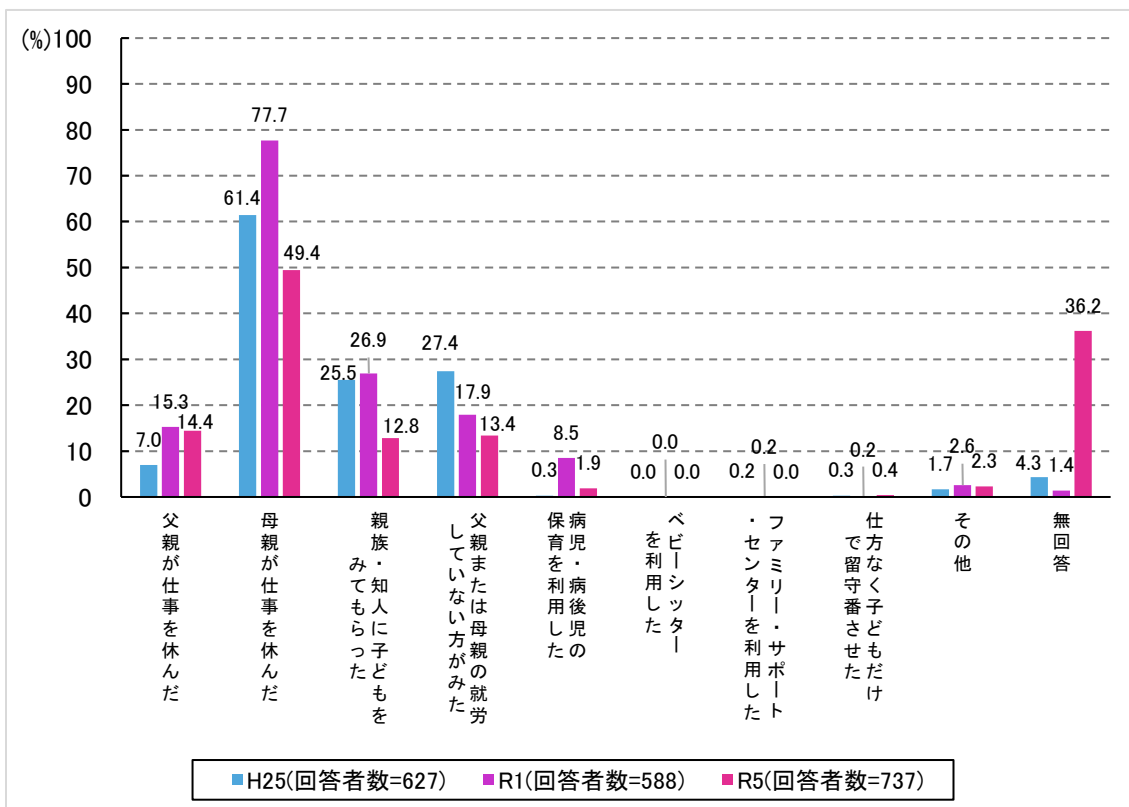
①子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の比率が 89.1%となっています。平成 25 年度、令和元年度調査と比べると「あった」の比率が増加しています。



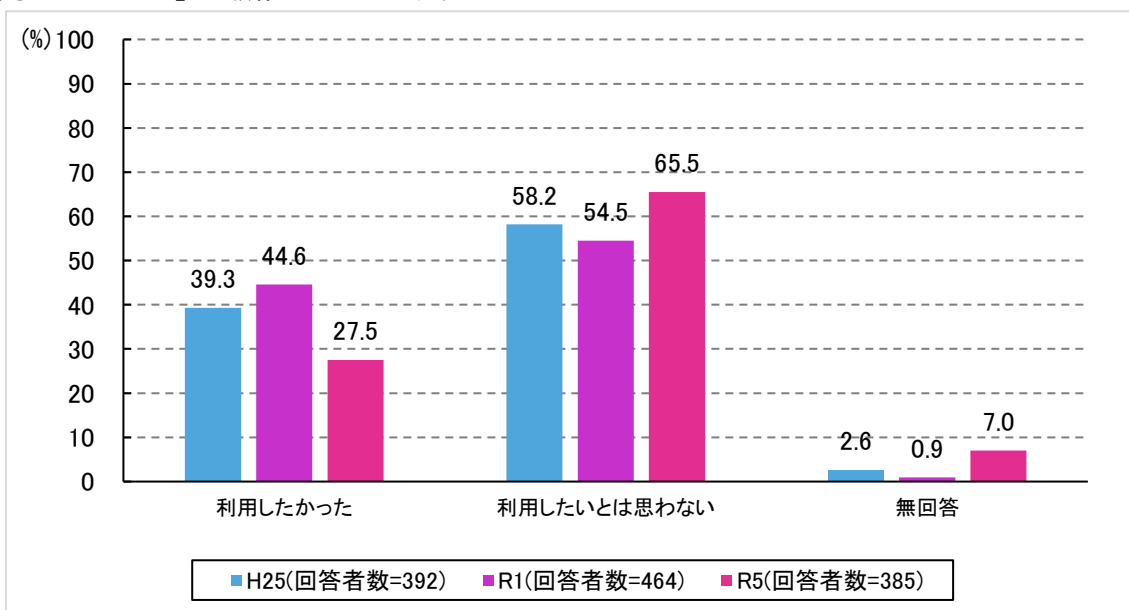
②子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が仕事を休んだ」の比率が 49.4%と最も高くなっています。



③病児・病後児保育施設等の利用希望

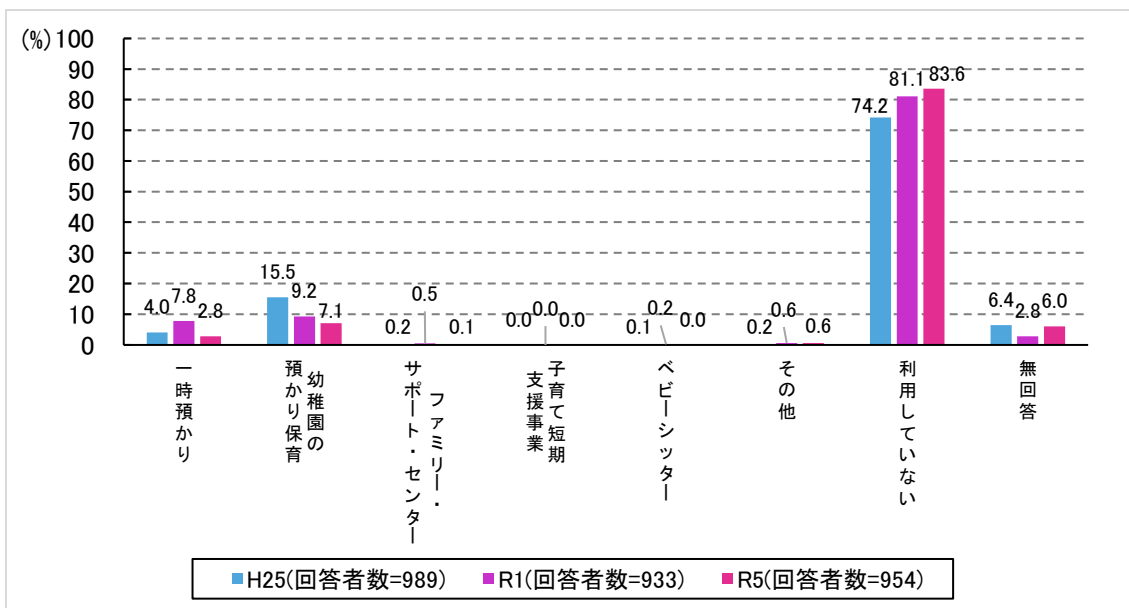
「利用したいとは思わない」の比率が 65.5%、「利用したかった」が 27.5%となっています。平成 25 年度、令和元年度調査と比べると「利用したいとは思わない」が増加し、「利用したかった」が減少しています。



(5) 一時預かり等の利用状況について

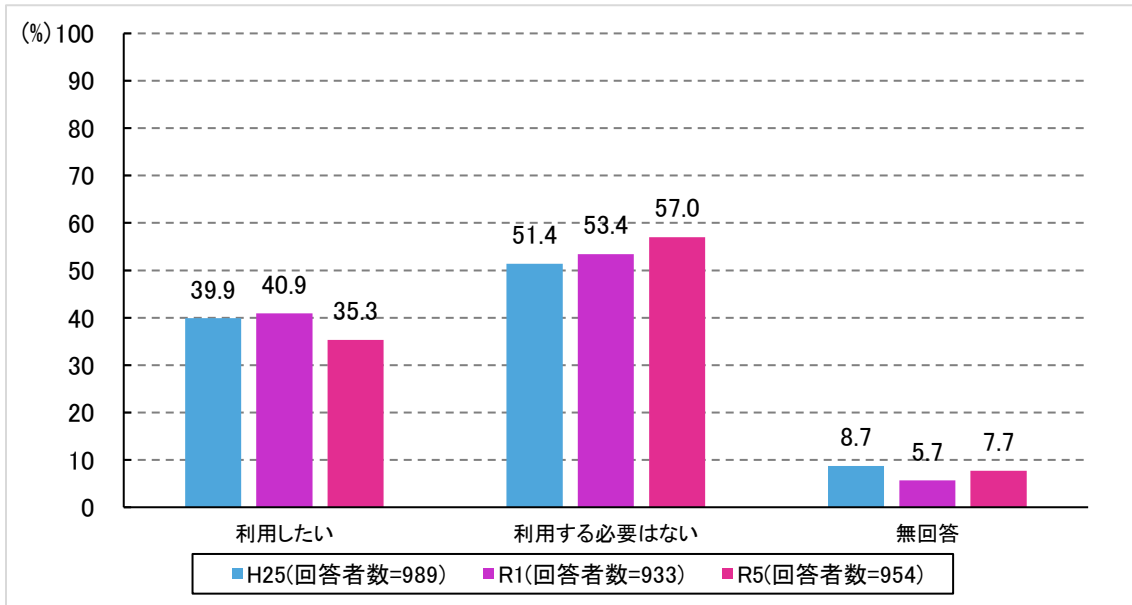
①不定期な教育・保育事業の利用状況

「利用していない」の比率が 83.6%と最も高くなっています。平成 25 年度、令和元年度調査と比べると「利用していない」の比率が増加しています。



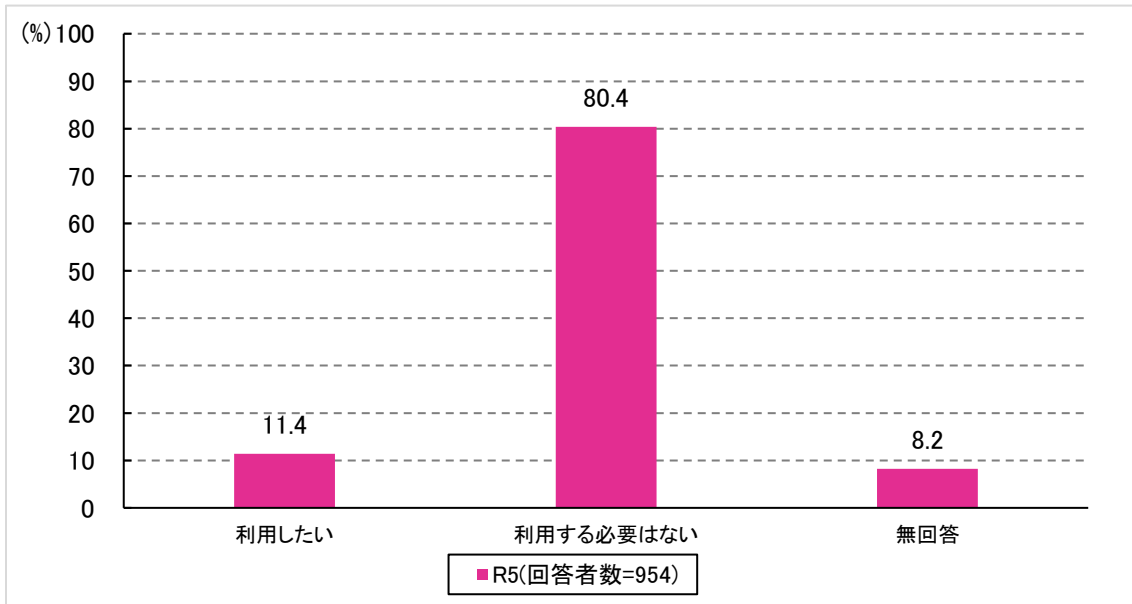
②不定期な教育・保育事業の利用意向

「利用する必要はない」の比率が 57.0%、「利用したい」が 35.3%となっています。平成 25 年度、令和元年度調査と比べると「利用する必要はない」が増加しています。



③宿泊を伴う一時預かり等の利用希望

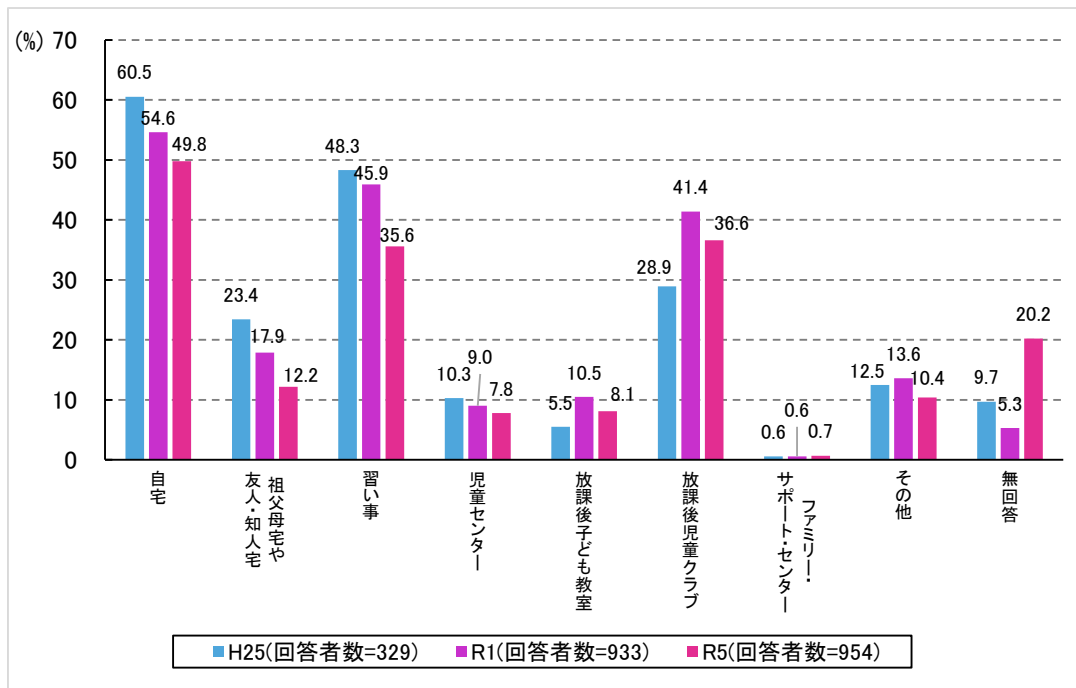
「利用する必要はない」の比率が 80.4%、「利用したい」が 11.4%となっています。



(6) 小学校就学後の過ごし方について

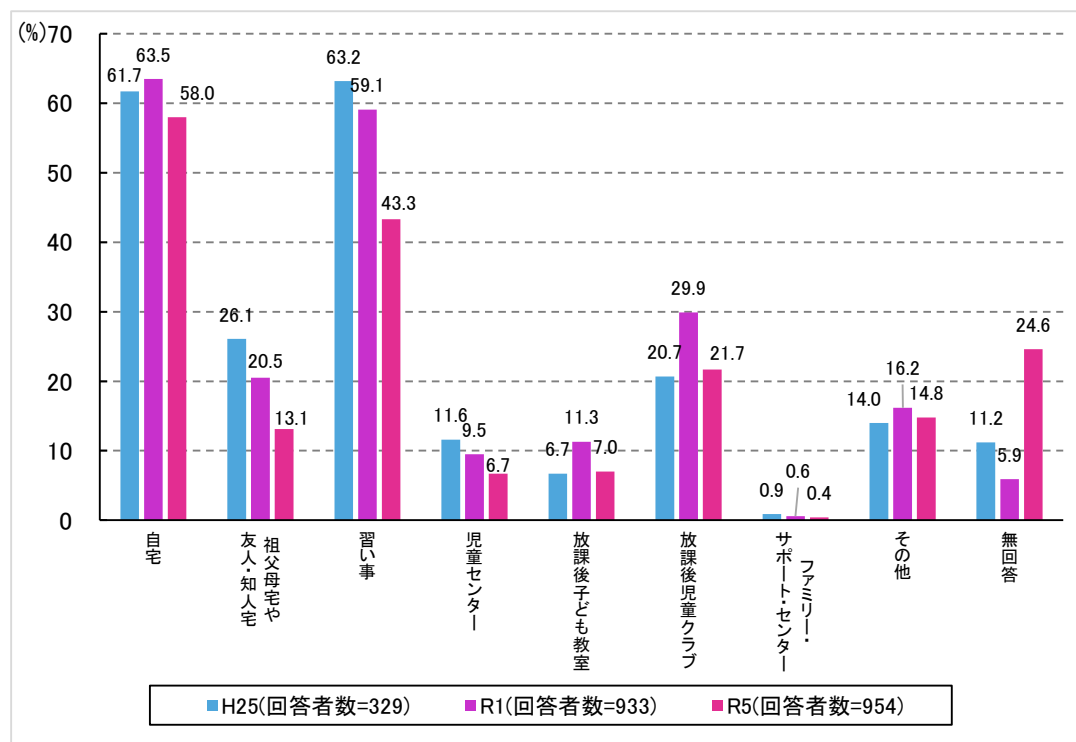
①小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所（就学前児童）

「自宅」の比率が 49.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」36.6%、「習い事」35.6%の順となっています。平成 25 年度、令和元年度調査と比べると「自宅」「習い事」「祖父母宅や友人・知人宅」の比率が減少しています。



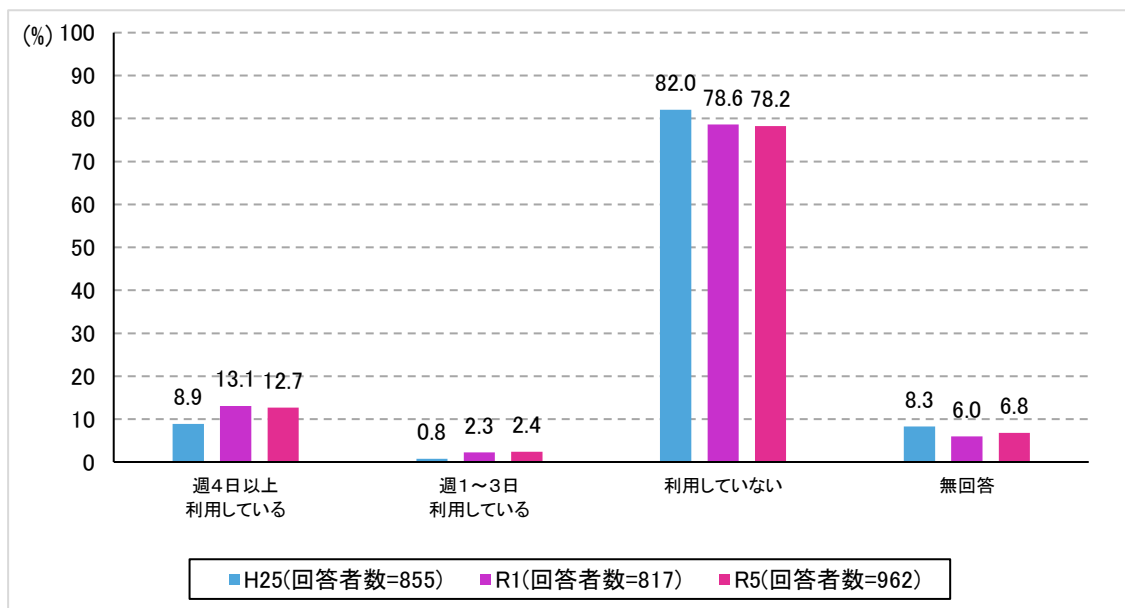
②小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所（就学前児童）

「自宅」の比率が 58.0%と最も高く、次いで「習い事」43.3%、「放課後児童クラブ」21.7%の順となっています。



③平日の学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況（就学児童）

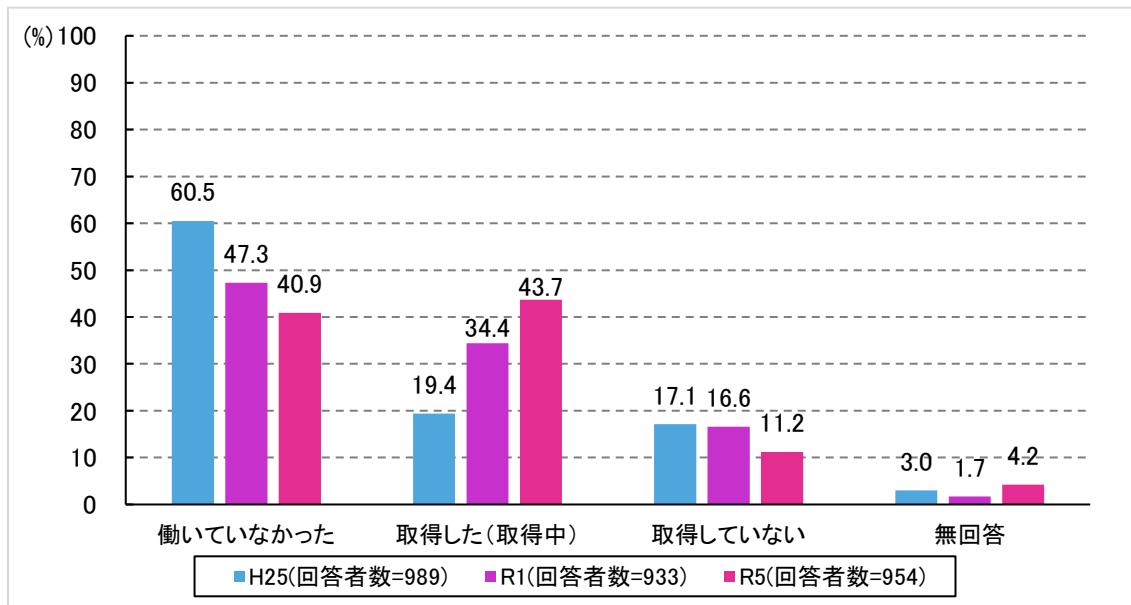
「利用していない」の比率が78.2%と最も高くなっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると「利用していない」が減少しています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

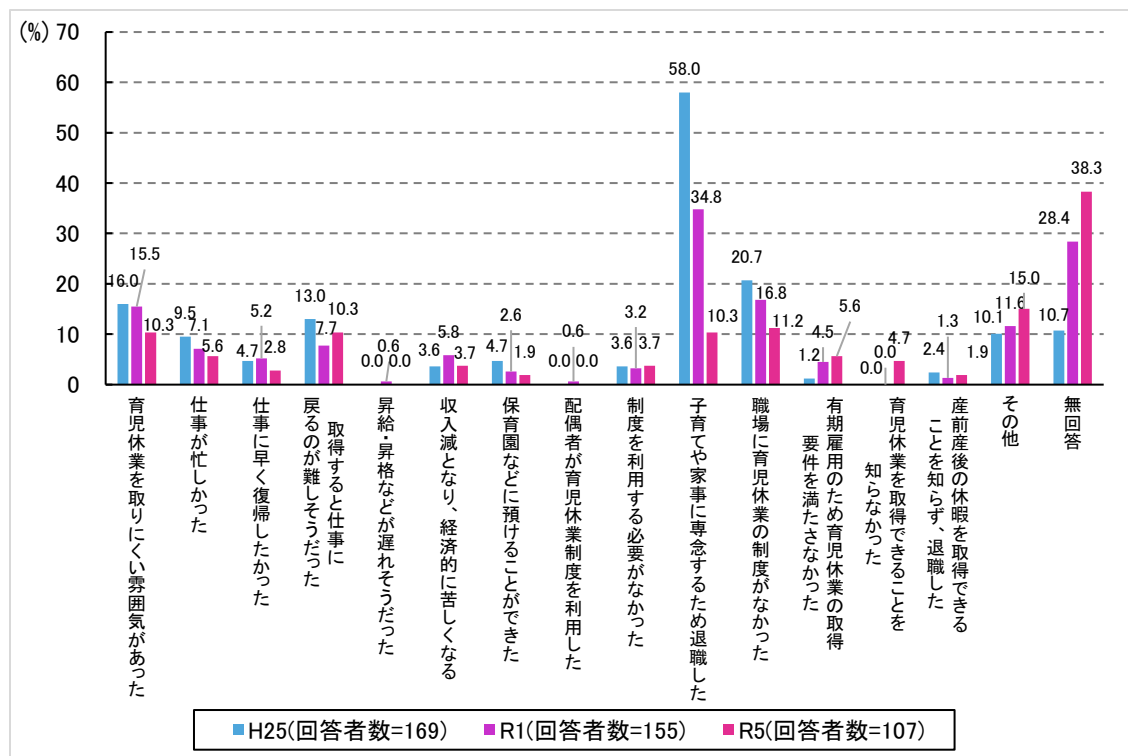
①母親の利用状況

「取得した（取得中）」の比率が43.7%と最も高く、次いで「働いていなかった」40.9%の順となっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると「取得した（取得中）」が増加し、「働いていなかった」が減少しています。



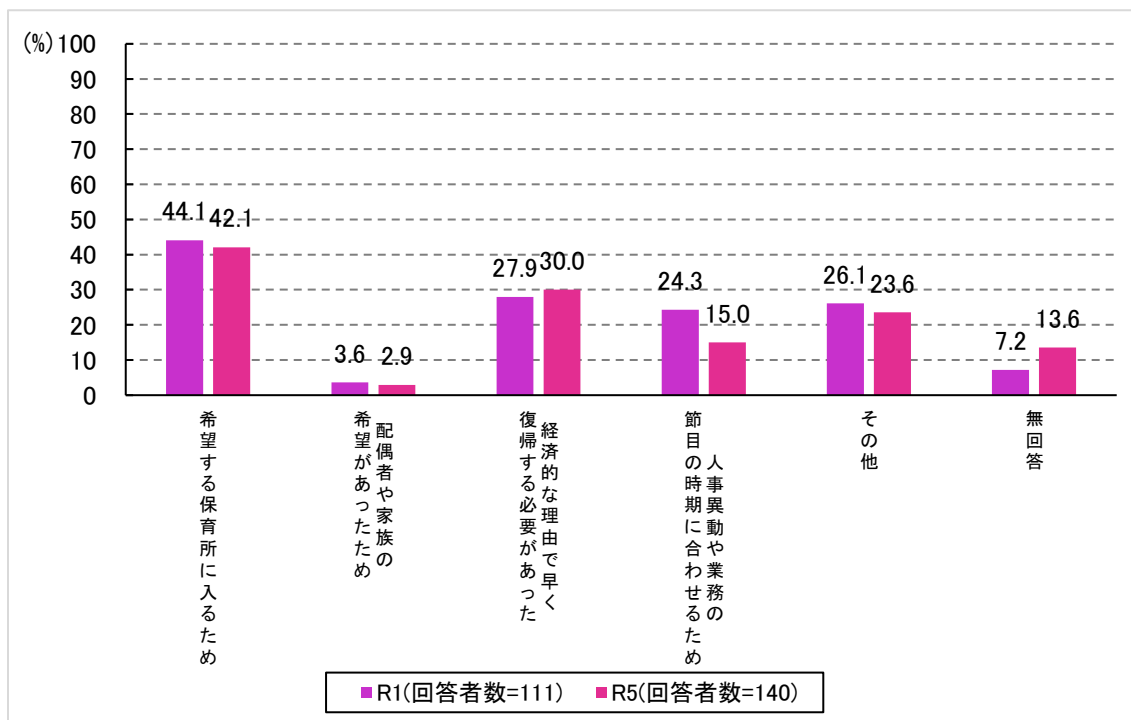
②母親の育児休業を取得していない理由

「職場に育児休業の制度がなかった」の比率が11.2%と最も高く、次いで「育児休業を取りにくい雰囲気があった」「取得すると仕事に戻るのが難しそうだった」「子育てや家事に専念するため退職した」が10.3%となっています。



③育児休業を短縮した理由

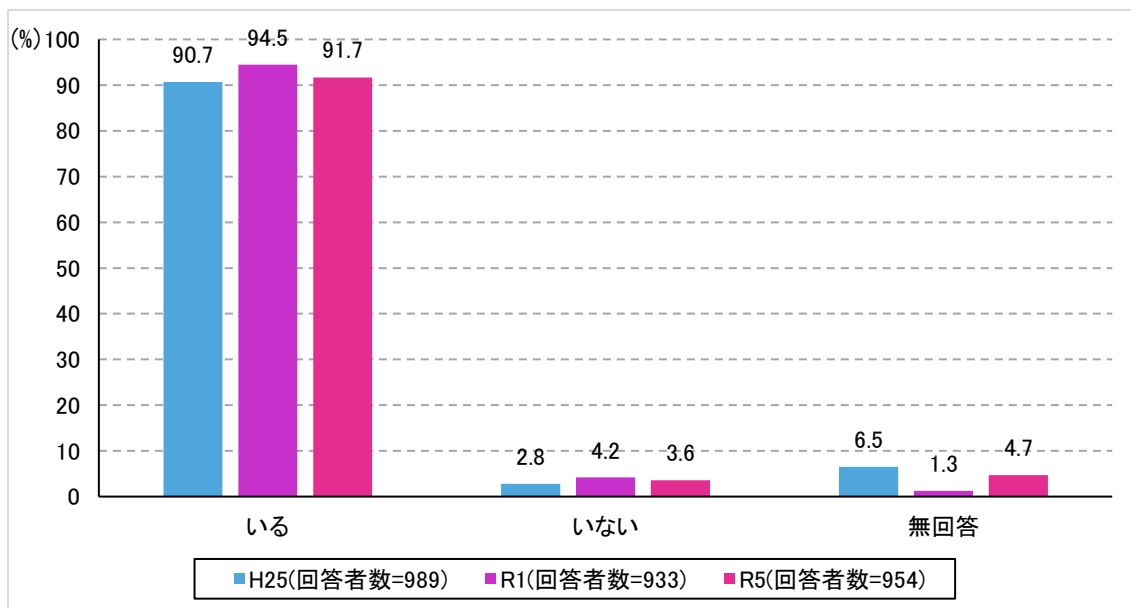
「希望する保育所に入るため」の比率が42.1%と最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要がある」30.0%の順となっています。



(8) 子育てに関する相談の状況について

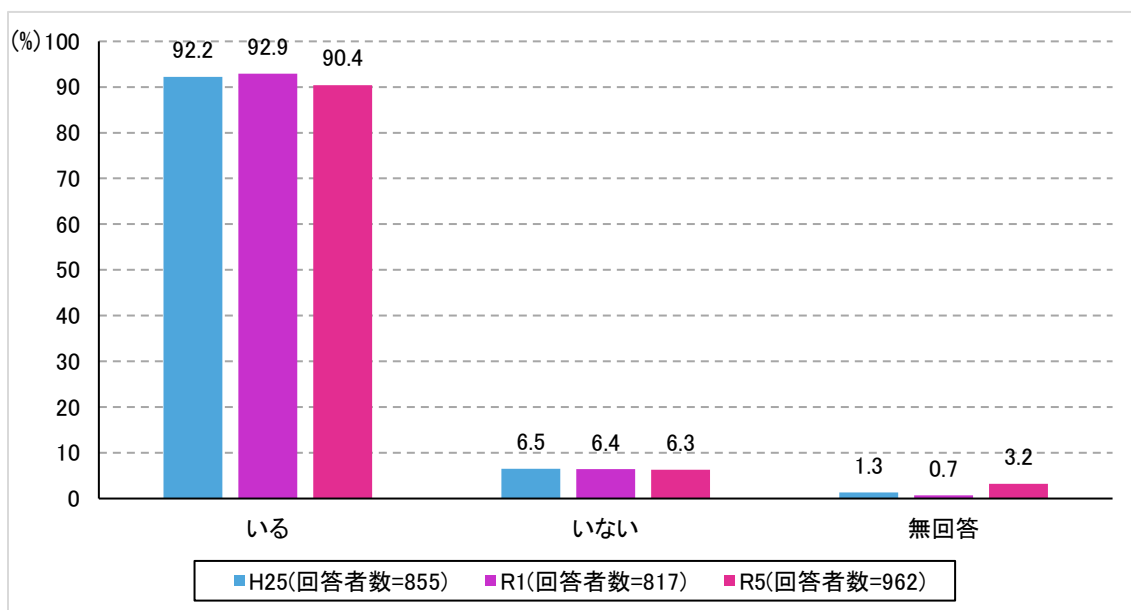
①子育てに関し気軽に相談できる人の有無（就学前児童）

「いる」の比率が91.7%となっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると大きな変化はみられません。



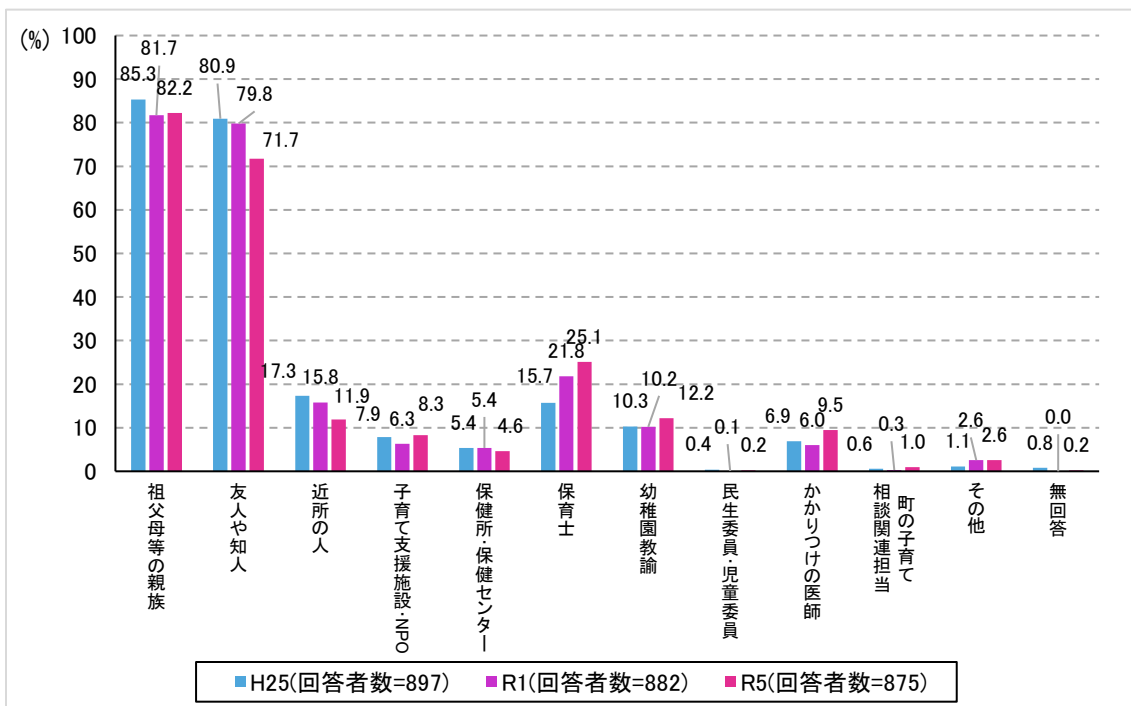
②子育てに関し気軽に相談できる人の有無（就学児童）

「いる」の比率が90.4%と高くなっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると大きな変化はみられません。



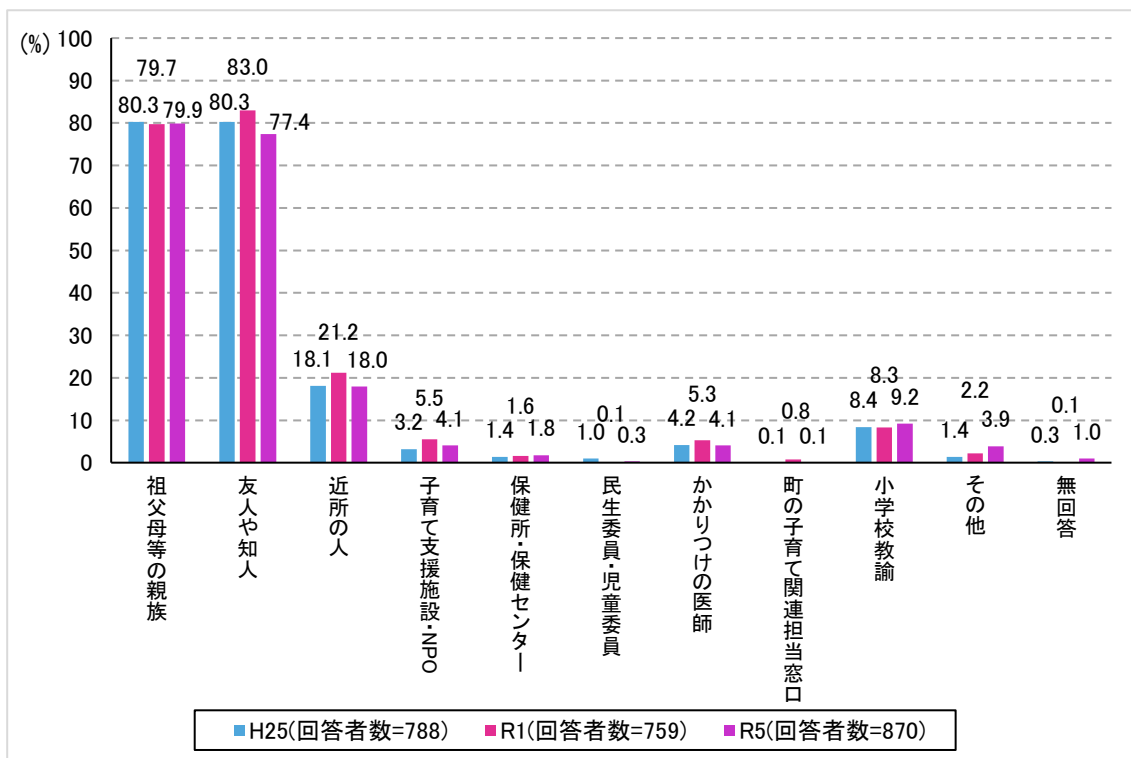
③子育てに関し気軽に相談できる先（就学前児童）

「祖父母等の親族」82.2%、「友人や知人」71.7%の比率が特に高くなっています。平成25年度、令和元年度調査と同様に「祖父母等の親族」と「友人や知人」の比率が高くなっています。また、平成25年度、令和元年度調査と比べると「保育士」が増加しています。



④子育てに関し気軽に相談できる先（就学児童）

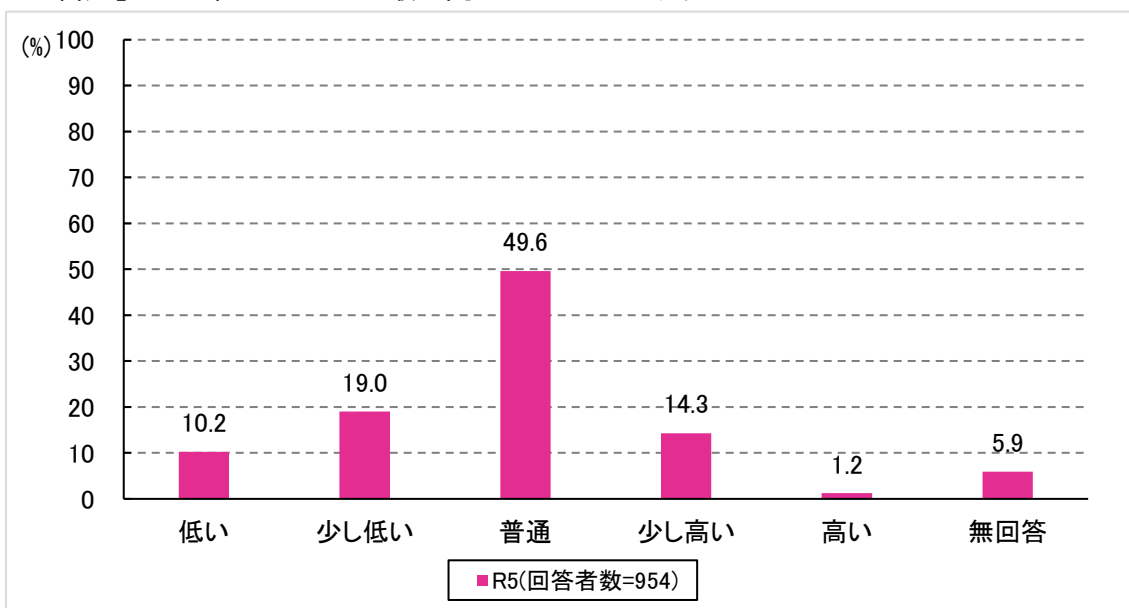
「祖父母等の親族」の比率が79.9%と高く、次いで「友人や知人」77.4%の順となっています。平成25年度、令和元年度調査と比べると大きな変化はみられません。



(9) 子育て環境や支援に対する満足度について

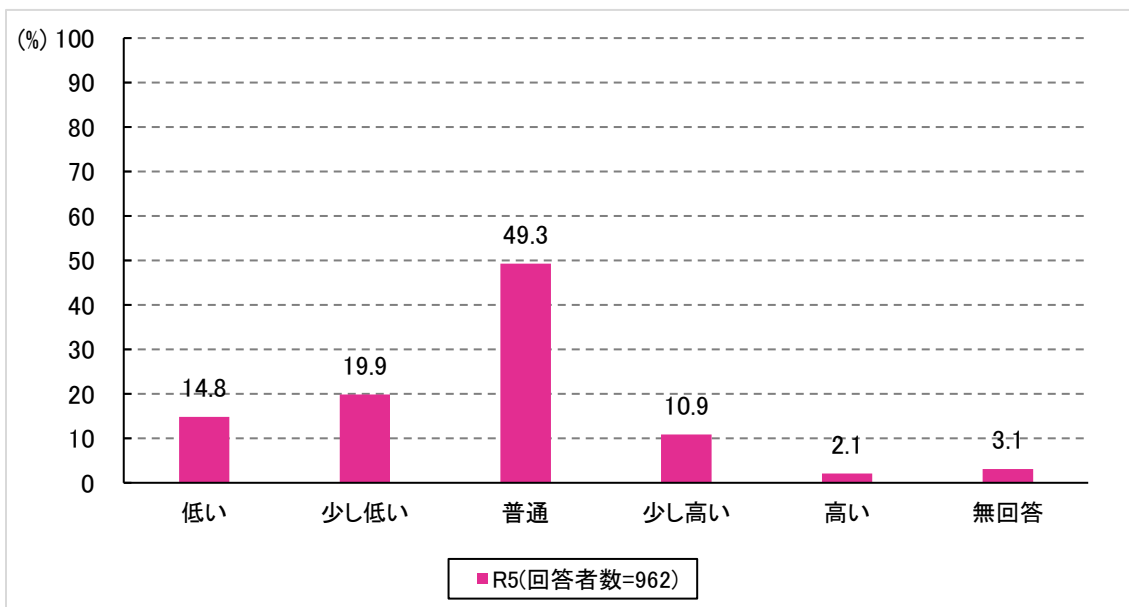
①大治町における子育ての環境や支援の満足度（就学前児童）

「普通」の比率が49.6%と最も高くなっています。



②大治町における子育ての環境や支援の満足度（就学児童）

「普通」の比率が49.3%と最も高く、次いで「少し低い」19.9%、「低い」14.8%の順となっています。



3. こども・若者・子育て家庭を取り巻く課題

(1) 人口・世帯の状況

- ・本町の人口は増加を続けています。65歳以上の老年人口は増加している一方で、0～14歳の年少人口は減少を続けており、少子化が進行しています。
- ・世帯の状況を見ると、18歳以下のこどものいる家庭は約9割が核家族世帯であり、世帯の小規模化がうかがえます。
- ・日常的にこどもをみてもらえる親族がいる方は約2割と少なく、父親や母親を中心に子育てが行われている家庭が多くなっています。親族からの支援や子育てに関する知識が少ない中で子育てをしていかなければならない家庭が多くなっています。
- ・就学前児童においては、きょうだいの人数が2人の比率が最も高くなっています。令和元年度調査と比べると2人、3人きょうだいの比率が増加しており、一人っ子の比率が減少しています。就学児童においても、きょうだいの人数は2人の比率が最も高くなっており、本町では多子世帯が多いことがわかります。
- ・一人で生計を維持し、子育てをするひとり親世帯が一定数います。ひとり親世帯に対する経済的、精神的な自立支援が必要です。

施策の方向性

- 子育て不安解消体制の整備
- 多様な子育て支援サービスの展開
- 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

(2) 婚姻・出産・就業などの状況

- ・出生数に対する母親の年齢別構成比は、25～29歳が最も高くなっています。
- ・女性の年齢別就業率を全国、愛知県とで比較すると、20～39歳までの女性の就業率が低く、子育て世代の母親の就業率の低さがうかがえます。
- ・母親の現在の就労形態はパートタイムの比率が最も高くなっており、近年はフルタイム、パートタイムの比率が増加しています。また、パートタイム等からフルタイムへの転換希望や、未就労の母親の1年以内に就労したいと希望する比率も高く、今後も保育へのニーズが増加していくことが予想されます。
- ・子育てや家事に専念するために仕事を退職する母親は減少しており、母親の育休取得者が増加しています。出産・子育て期にある女性の継続的な就労への支援が必要です。

施策の方向性

- 仕事と家庭生活の両立への支援
- 教育・保育サービスの適切な量の確保

(3) 子育て支援の状況

- ・定期的に利用している教育・保育事業として、幼稚園を利用する家庭が減少しており、保育所やこども園の利用が増加している等、教育・保育に対するニーズは多様化しています。
- ・一時預かり事業の利用状況として、利用していない方が約8割である一方、利用希望は約4割あり、潜在的なニーズがあることがうかがえます。事業の認知度の向上や、支援を必要とする家庭へ適切なサービスを結びつける支援体制の構築が必要です。
- ・低学年における放課後の過ごし方について、就学前児童保護者で「放課後児童クラブ」を希望する比率が「自宅」の次に高くなっています。放課後にこどもが安心して過ごせる居場所が求められています。
- ・公園や児童館などのこどもの遊び場の充実を望む声が多くあります。

施策の方向性

- 多様なニーズに応える教育・保育サービスの提供
- こどもや子育て家庭のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実
- こどもが安心安全に過ごせる居場所づくり
- こどもの遊び、体験の機会の充実

(4) こども・若者を取り巻く状況

- ・平成29年7月に「大治町いじめ防止基本方針」を制定し、いじめ防止対策を進めていますが、小・中学校におけるいじめはなくなっておりません。特に、近年は小学生のいじめ認定件数が増加しています。
- ・不登校児童、生徒数が増加しています。特に中学生は令和元年の約2.5倍の人数となっています。学校や家庭、関係機関との連携や相談体制の構築が必要です。
- ・若者がボランティア活動や地域活動に参加することは、若者の健やかな成長や社会性、自己肯定感の形成につながります。若者の社会参画の機会を充実させる支援が必要です。

施策の方向性

- こどもの権利を尊重し、最善の利益の実現に向けた支援施策の展開
- いじめ、不登校などの困難に直面するこどもへの支援、相談体制の構築
- あらゆる若者の社会参画の支援・生活基盤の確保を支援
- こどもや子育て家庭を地域全体で支える環境づくり

第3章 計画の方向性

1. 基本理念

こどもと若者、子育て家庭の支援施策を推進するにあたり目指すべき姿として、次の基本理念を掲げます。

すべてのこどもが健やかに育ち、
みんなで子育てできるまち

本町は名古屋駅から約5km、公共交通機関で約20分の好立地に位置しており、日常生活の利便性が高い町であることから、人口全体では増加を続けていますが0～14歳人口は減少しており、少子化が進行しています。また、地域とのつながりの希薄化や核家族化、共働き家庭の増加などにより子育て家庭を取り巻く環境は変化し、子育てに関する知識が少ない中、親のみで子育てをする家庭が多くなっています。子育て家庭の不安や悩みが多様化し、孤立しやすい環境となっている今日、地域ぐるみ、社会総出でこどもを見守り、育てるまちとなる必要があります。地域ぐるみで子育てできるまちは、こどもや子育て家庭だけでなくすべての人が暮らしやすいまちの実現へとつながります。

第5次大治町総合計画や第2期大治町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を踏襲しながら、こども大綱を勘案し、「すべてのこどもが健やかに育ち、みんなで子育てできるまち」を本計画の基本理念としました。



2. 基本目標

基本理念「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てできるまち」の実現に向けて、次の5つを基本目標とします。

基本目標1 こどもの人権を尊重し、最善の利益の実現をめざす

地域のつながりの希薄化や核家族化により、子ども同士の学び合いや育ち合いができる機会が減少しています。また、共働き家庭やひとり親の増加に伴い、こどもの居場所に対するニーズは高まり、多様化しています。特に、放課後や長期休暇中などの子どもが孤立しやすい時間に、家庭や学校以外で子どもが一人でも安心してのびのびと過ごせる場所の充実を求める声が増えています。

子どもが安心して過ごせる居場所での多様な遊びや体験の機会は、社会で生き抜く力を養うことや自己肯定感の形成につながります。子どもを権利の主体として認識し、主体性や多様な人格・個性を尊重したうえで、最善の利益の実現のための環境整備を進めます。

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目ない支援を提供する

子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育てに関するニーズや不安、悩みは多様化しており、子育ての悩みを気軽に相談できる場や、こどもの成長に応じた適切な支援サービスや情報の提供が求められています。また、保護者の就労状況の変化により、教育・保育サービスや、地域子育て支援事業に対するニーズが多様化しています。

このような中で保護者が安心して健やかに子育てを行うには、妊娠・出産期から思春期に至るまで各家庭のライフステージに寄り添った適切な支援が必要です。各機関と連携し相談機能を充実させることで、子育てに対する不安や孤立感の解消を図ります。また、一人一人の発育・発達に応じた質の高い保育・教育や様々な経験の機会を充実させ、家庭・地域で育て、学校で伸ばし、社会で磨くといった「社会総掛かりでの教育」により、心身ともに豊かで健やかな成長を支援します。

基本目標3 すべてのこども・子育て家庭を支援する

近年、こどもの貧困や児童虐待が大きな社会問題となっています。また、障がいを持つこどもや医療的ケア児など個別の配慮を必要とするこどもへの、一人一人の特性に応じた支援や教育が受けられる環境と各方面の連携が求められています。

障がい、疾病、経済的格差等の生まれ育った環境や、いじめ、不登校等の困難な状況が、こどもの健やかな成育を阻むことのないよう、すべてのこども・子育て家庭への適切できめ細やかな支援を関係機関と連携し取り組みます。

基本目標4 あらゆる若者の社会参画の支援・生活基盤の確保を支援する

学校から社会への移行期において、将来や仕事、生活費等若者が抱える悩みや課題はさまざまであり、中には社会的自立に向けたステップの途中で立ち止まってしまう若者も少なくありません。

若者が自己肯定感を持って健やかに成長していくためには、若者の抱える悩みや課題を受け止め、若者の意見を尊重しながら、解決に向け支援する体制の整備が求められています。また、社会性や自己肯定感の形成には、現実社会の中で多くの人と関わるという実体験が必要です。地域住民活動への支援を通じて、若者の社会参画、異世代との交流の機会を充実させます。

基本目標5 地域全体で支える環境づくりに取り組む

宅地開発に伴う子育て世帯の転入や核家族化が進んだ結果、個人、世代間の価値観は多様化し、地域のつながりや連帯意識が希薄になっています。

このような環境の中で子育て家庭が孤立することのないよう、身近な存在である地域が、皆でこども・子育て家庭を見守り、支える環境づくりが必要です。地域総出での子育て環境の実現のために、学校、行政、保護者、地域住民など、地域の多様な主体がそれぞれの立場で連携できる体制づくりや、地域住民活動の充実を図ります。

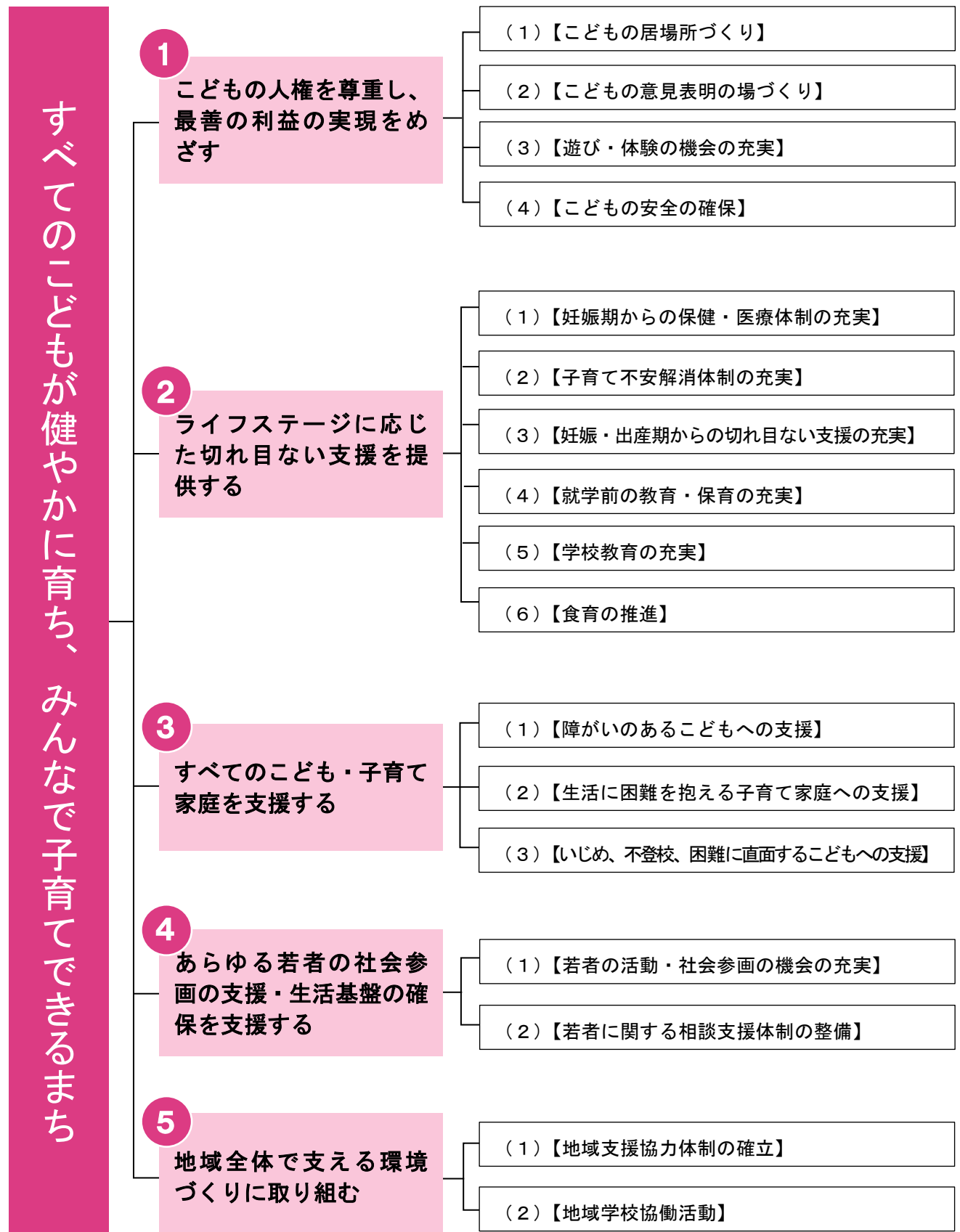
第4章 施策の展開

施策体系図

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔施策〕



施策（1）【こどもの居場所づくり】

こどもがのびのびと安心・安全に遊んだり学んだりすることができ、こどもや保護者が他の子育て世代や地域の様々な人とふれあうことができるよう、主な公共施設や民間施設でこどもの居場所づくりを推進します。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課
こどもの居場所づくり事業（ランドセル来館事業）	放課後児童健全育成事業を利用していない保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後および長期休業時に安全で安心な居場所を提供します。	子育て支援課
放課後子ども教室	毎月1回土曜日に公民館で地域の大人はじめ、学生の皆さんに協力いただき、スポーツや文化活動などの様々な体験活動や学習活動を通して、地域住民との交流活動を行います。	社会教育課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター等で、なかよし広場（親子ふれあい遊び）、絵本の読み聞かせ等を行い、乳幼児のこどもと保護者が交流する場を提供します。	子育て支援課
ちびっこ広場・球技場・大治浄水場公園	こどもの身近な遊び場として、ちびっこ広場や球技場を設置しています。老朽化した遊具の更新や遊び場が不足している地域にちびっこ広場等を新設するなど適正な設置管理に努めます。	子育て支援課
砂子防災公園整備事業	安心・安全な一時避難地の機能を備えた都市公園を新設し、町民の憩いの場、レクリエーション活動ができる広場、遊具等を設けた充実したこどもの遊び場を整備します。	都市整備課
健康公園整備事業	多世代の方がウォーキングの途中で立ち寄り、健康遊具でストレッチなどができる健康公園を新設し、子育て世代も利用できるよう幼児遊具エリアを整備します。	長寿支援課
小学校校庭開放	こどもの遊び場確保のため、原則、平日の下校後から16時30分まで小学校の校庭を遊び場として開放します。	学校教育課
学校体育施設スポーツ開放	こどものスポーツ活動の場として、体育館・運動場など学校施設を開放します。	スポーツ課

基本目標 1 **こどもの人権を尊重し、最善の利益の実現をめざす**

事業名	事業内容	担当課
大治町スポーツセンターリノベーション事業	現在利用を停止している水泳場を、屋内運動施設に用途変更することで、子どもたちが運動や遊びを通じて基礎的な運動能力を向上できる施設とします。	スポーツ課
こども食堂	こどもを中心に幅広い世代の人たちが食を通じて交流する「みんなの居場所」であるこども食堂のPR等の支援を行います。	子育て支援課

施策（２）【こどもの意見表明の場づくり】

こどもが自らのことについて意見を形成しその意見を表明することや、コミュニティ活動をはじめ地域での様々な活動においてこどもが参加しやすい環境づくりを推進します。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
こども・若者の意見表明	こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者の意見を反映させるためこどもの意見を聴く機会を設けます。	子育て支援課
住民協働のまちづくり	まちづくりに欠かせない住民や地域団体などのニーズを把握するため、タウンミーティングの開催や、定期的な住民意識調査の実施など、こどもや若者を始めとした多様な主体がまちづくりに参画できる機会を確保します。	企画政策課
地域コミュニティ活動の活性化	こどもや若者が参加する多様な主体による、共通課題の解決への活動に対して、総合的な支援をします。	企画政策課

施策（３）【遊び・体験の機会の充実】

様々な遊び・体験の機会を設け、こどもがたくましく生き抜く力を育みます。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
体験活動の機会の充実	自然体験や物づくり・科学実験など、体験型の学習機会を充実させることで、こどもたちの好奇心を喚起し、主体的に学び力を育てます。	学校教育課 社会教育課
公民館講座	小学生以上を対象にした講座を開催し、学校とは別に自ら学ぶ機会を提供することで、こどもの興味・関心を広げます。	社会教育課
スポーツ活動の推進	スポーツ少年団活動への支援、年間を通じたスポーツ講座の開催、小中学校の長期休みの期間に短期講座やスポーツ体験イベントの開催など、子どもが健全にスポーツに取り組むための環境を整備します。	スポーツ課
児童センター	乳幼児から児童まで利用できる「屋内のあそび場」です。	子育て支援課

施策（４）【こどもの安全の確保】

自然災害やこどもが巻き込まれる犯罪が国内各地で起こっており、こどものうちから自分ごととしてとらえ、自発的に考えられるよう防災・防犯教育に取り組めます。

また、交通事故防止に向けて登下校を始め地域ぐるみで交通安全対策を推進します。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
防災事業	防災について楽しく学べるイベントの実施や避難訓練など身近な取組を通じ、防災意識の高揚を図ります。	防災危機管理課 学校教育課
防犯事業	警察や自主防犯組織と連携して、地域ぐるみで治安の向上に取り組むほか、防犯教室など防犯に関する啓発を実施することで、こどもの防犯意識の向上を図ります。	防災危機管理課 学校教育課
交通安全事業	カーブミラーなど交通安全施設の整備を行い、警察等と連携して通学路を定期的に点検するなど、安全な交通環境づくりに努めます。 また、通学路危険箇所への交通指導員の配置、登下校の見守り活動を行うボランティア団体との連携、交通安全教室を通じた啓発など、こどもの安全安心を守る取組を実施します。	防災危機管理課 都市整備課 学校教育課

基本目標 2 ライフステージに応じた切れ目ない支援を提供する

施策（１）【妊娠期からの保健・医療体制の充実】

妊娠期は出産を控えて特に支援が必要な時期であり、安心してこどもを産み育てることができるよう各種健診等の充実を図ります。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
各種健診等	妊婦健康診査、妊産婦歯科健康診査、多胎児妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児健康診査（個別）、乳児健康診査（集団）、9か月児相談、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査等、各時期に応じた計測、診察、検査、保健指導等を行います。	保健センター
子ども医療	18歳の年度末までのこどもの保険診療による医療費の自己負担相当額を助成します。	保険医療課

施策（２）【子育て不安解消体制の充実】

すべての家庭が安心して子育てできるように、様々な子育て支援サービスに取り組むとともに子育て支援についての情報提供を行い、必要とするサービスにつなげます。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
相談窓口	こども家庭センター、保健センター、子ども応援本部において、来所や電話等により子育て相談などに対応し、子育ての情報提供を行います。	子育て支援課 保健センター 学校教育課
子育てほっとサロン	読み聞かせ、手遊び等をしなが、子育ての悩みを相談できる場を提供します。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、家事・育児支援等を行います。	子育て支援課
養育支援訪問事業	保健師等が訪問し育児不安の解消や養育技術の提供のための相談支援を行います。	子育て支援課
親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方に不安を持つ保護者を対象に、ペアレントトレーニングとして講義やグループワークを行うほか、保護者同士が悩みや情報を共有できる場を設けます。	子育て支援課

基本目標 2 ライフステージに応じた切れ目ない支援を提供する

事業名	事業内容	担当課
利用者支援事業	こどもや保護者が教育・保育事業や地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課
各種相談事業	母子健康手帳の交付、妊婦相談、乳幼児相談、母乳相談、栄養相談、ことばの相談、発達相談、歯みがき相談等に対し、保健師、助産師、栄養士、臨床心理士、歯科衛生士が対応します。	保健センター
各種教室事業	親子教室、離乳食教室、すくすく教室の開催を通して、子育てに必要な知識の周知、発達相談等を行います。	保健センター
産後ケア事業	授乳指導、療養上の世話、心理的ケア、育児指導等を実施するため、産科医療機関に宿泊等または居宅に助産師が訪問します。	保健センター
伴走型相談支援	①妊娠届出時（母子健康手帳交付時）②妊娠8か月頃③生後2か月までに、家庭訪問・面談または電話相談にて妊産婦相談、メンタルチェック、育児指導、乳児の計測等を実施します。	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	出生児のいる全家庭に訪問して、身体計測、産婦の産後の状態・赤ちゃんの発育発達の確認をします。	保健センター
子育て支援講座	子育ての仕方を専門家に学ぶ講座等を開催します。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会・児童虐待防止	児童虐待防止のため、役場や海部児童・障害者相談センター、警察、社会福祉協議会などの関係機関が集まり、児童虐待の被虐待児に対し支援方針を決定し、見守りや支援を行います。	子育て支援課

施策（3）【妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実】

妊娠・出産期から子育て期にわたり乳幼児や保護者の状況を継続的に把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に応じたり関係機関と連絡調整したりするなどして、切れ目のない支援の充実を推進します。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
妊産婦・乳児健康診査費等補助金	助産院・県外等で妊産婦・乳児健診、新生児聴覚検査を受けた方にその費用を払い戻します。	保健センター
未熟児養育医療給付	入院治療を受ける必要があると医師が認めた未熟児等に対して、医療保険を適用した場合の自己負担分を助成します。	保健センター
妊婦のための支援給付金	妊娠届提出後に5万円、妊娠しているこどもの人数の届出後にこどもの人数×5万円を支給します。	子育て支援課
児童手当	18歳までのこどもを養育している保護者に児童手当を支給します。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターで、なかよし広場（親子ふれあい遊び）、絵本の読み聞かせ等を行い、乳幼児と保護者が交流する場を提供します。	子育て支援課
一時預かり事業	保育所に在籍していない1歳以上の未就学児童を保育所および認定こども園で預かります。	子育て支援課
子育て短期支援事業	18歳未満の児童を一時的に施設で養育します。	子育て支援課
病児病後児保育事業	生後10か月から小学校6年生までの児童で病気または病気回復期にある児童を一時的に保育します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助をしてほしい方と援助したい方が会員になり、送迎や自宅での預かりなど一時的な子育ての助け合いを行います。	子育て支援課
こども家庭センター	妊娠期から成人するまでの児童や保護者の子育て・虐待・ヤングケアラー等の悩みや相談を受け付け、関係機関と連携し支援します。	子育て支援課 保健センター

施策（４）【就学前の教育・保育の充実】

幼児期のこどもの発達を支えるため、保育所・幼稚園において、こども一人一人の発達段階や個性に応じた質の高い教育・保育の提供を行います。

また、小学校への円滑な移行ができるよう、保育所・幼稚園と小学校との連携を強化し、こどもの育ちや学びの連続性の確保に努めます。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
保育所	就労や病気などのため、未就学児を日中家庭で保育できない保護者に代わって乳幼児を保育する施設です。	子育て支援課
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	子育て支援課
幼稚園	満3歳から小学校就学前の幼児を対象とした教育施設です。	子育て支援課
小規模保育所	1・2歳児を対象に少人数の単位で乳幼児を預かる保育施設です。	子育て支援課
就学前からの教育相談	子ども応援本部の相談員が、就学や発達に関する相談を受け付け、保育所・幼稚園や小学校と連携して適切な支援につなげます。	学校教育課
教育・保育施設の整備	老朽化が進む教育・保育施設を把握し、必要に応じて改築や改修を行います。また、こどもたちの教育・保育環境の充実を図るため、認可保育所の適正な管理を行います。	子育て支援課
障がい児・医療的ケア児の保育	障がい児や医療的ケアが必要な児童も保育所等で受入できるよう支援します。	子育て支援課

施策（５）【学校教育の充実】

これからの子ども達には、判断力や表現力を含めた幅広い学力（確かな学力）が求められており、ICT機器を活用して協働して課題に取り組むといった互いに学びあう授業展開を進めます。また、学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得ることができるよう、社会総掛かりでの教育を目指します。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
学校教育の充実	外国語やキャリア教育など、就学期の発達に応じ、「生きる力」を育む教育を推進します。また、思春期特有の心や体の発達についても、正しい知識や対処法を身につけられる教育を展開するとともに、多様化する児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援・指導を行うため、教員の力量の向上に努めるなど、すべての児童生徒が安全安心な学校生活を送れるよう努めます。 ICT機器の導入や施設整備といった教育環境の充実、家庭・地域との連携強化などを通じ、学校教育の充実を図ります。	学校教育課
スタディーサポートクラブ（SSC）	毎月第２・第４日曜日に町内在住の大治中学校生徒（全学年）の基礎学力が不十分な生徒への学習支援を通して、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図ります。	社会教育課
幼保小中連携	幼保小連絡会、小中連絡会で各ステージの担当者が情報共有し、切れ目ない円滑な支援を目指します。	学校教育課

施策（６）【食育の推進】

生涯にわたり健康を維持していくため、こどものころからの食育を通じて良好な食生活を実践し、継続していくことができるよう支援します。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
食育	食生活や健康についての正しい知識に基づき、望ましい食習慣を身に付けられるよう、栄養教諭による授業などを通じて啓発していきます。また、大治町地産地消学校給食会や地元農家といった食に携わる人との関わりを通じ、自然の恵みに感謝する心や、食事を通じた人間関係形成能力を養っていきます。	学校教育課

施策（１）【障がいのある子どもへの支援】

障がいのある子どもや保護者が安心して日常生活を送れるよう、障害福祉サービスなどの支援の充実を図るとともに、特別支援学校や就労を支援する事業所と協力し、社会参加を促進します。また、医療的ケア児とその家族への支援として、総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を推進します。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
障害児通所支援等の提供体制の確保	療育の必要性が認められる児童を対象に、指定の施設への通所を通して、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援の提供を行うとともに、支援の提供体制の確保に努めます。	民生課
ライフステージマップの周知	就園・就学先において支援者が、その子どもにあわせた対応を理解できるよう、「ライフステージマップ」をホームページで周知します。	民生課
大治町障害児福祉計画の作成	障害児通所支援等の量と提供体制を確保するための計画です。児童福祉法に基づき、3年ごとに作成します。	民生課
医療的ケア児に対する支援	医療的ケアが必要な子どもの社会生活を支援するため、学校のバリアフリー化、学校への看護師配置など、支援体制の整備に努めます。 また、コーディネーターの配置や幅広い関係機関・専門家による協議の場の設置など、ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実を図ります。	民生課 子育て支援課 保健センター 学校教育課
親子通園療育事業かがやき園	発達がゆっくりな子どもと保護者が親子で通い、子どもは10人前後の集団生活を経験し、保護者は子どもとの関わり方を学べます。	子育て支援課
児童発達支援センター	臨床心理士が子どもの発達の悩みを聞き支援につなげます。	民生課

施策（２）【生活に困難を抱える子育て家庭への支援】

関係機関・団体と連携し、さまざまな事情により経済的に困窮している子育て家庭の早期把握・早期対応に努め、子どもの健全な育成や生活再建への相談支援を進めます。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当・愛知県遺児手当・大治町遺児手当	18歳までの子ども（障がいがある子どもは20歳まで）を養育しているひとり親に支給します（所得制限有）。遺児手当は5年間支給します。	子育て支援課
就学援助費補助金	経済的支援を必要とする家庭に給食費や学用品費などを補助します。	学校教育課
母子父子寡婦福祉資金の貸付（県事業）	母子世帯及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活資金や事業開始資金を貸し付けます。	海部福祉相談センター
子どもの貧困対策の推進	児童扶養手当（ひとり親手当）受給者に対し、社会福祉協議会で行うフードパントリーを紹介しています。	子育て支援課

施策（３）【いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援】

いじめや不登校、暴力行為など問題行動の未然防止や早期対応のため、このような困難に直面する子どもやその保護者に応じたきめ細かな指導や相談体制の充実に努めます。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
子ども応援本部	就学前から中学生までの子どもや保護者、教職員を対象に、子育てや発達についての困りごと、不登校や就学についての教育相談活動を実施しています。	学校教育課
いじめ防止対策	「大治町いじめ防止基本方針」に基づき、各校「学校いじめ防止基本方針」を設定し、いじめ防止に取り組みます。小中学校でのいじめ発見を目的としたいじめアンケートや、児童の日々の心情を把握できるアプリを活用し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。	学校教育課
教育支援センター「トラスティ」	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援し、居場所づくり・相談・学力補充を行います。	学校教育課

施策（１）【若者の活動・社会参画の機会の充実】

本町では、住民、地域団体、事業者、行政がそれぞれの主体性と自主性を尊重しつつ連携し、町をより良くしていくために協働するパートナーシップによる住民参加型のまちづくりを目指しています。このようなまちづくりの場において、若者の活動や社会参画の機会の充実を図ります。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
住民協働のまちづくり	まちづくりに欠かせない住民や地域団体などのニーズを把握するため、タウンミーティングの開催や、定期的な住民意識調査の実施など、こどもや若者を始めとした多様な主体がまちづくりに参画できる機会を確保します。	企画政策課

施策（２）【若者に関する相談支援体制の整備】

社会生活を営む上で困難を抱える若者の相談に対応する相談支援体制の整備を図ります。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
子ども・若者相談窓口	毎週水曜・木曜日に、社会生活を営む上で困難（ひきこもり・ニート等）を抱える 15 歳から 39 歳の子ども・若者とそのご家族が相談可能な窓口です。	社会教育課

基本目標 5 地域全体で支える環境づくりに取り組む

施策（１）【地域支援協力体制の確立】

地域社会の課題や情報を行政、住民や地域団体、事業者などと共有し、地域に密接に関わり合いながら、各主体が役割を持って共にまちをつくる体制を整備します。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
住民協働のまちづくり	まちづくりに欠かせない住民や地域団体などのニーズを把握するため、タウンミーティングの開催や、定期的な住民意識調査の実施など、こどもや若者を始めとした多様な主体がまちづくりに参画できる機会を確保します。	企画政策課
地域コミュニティ活動の活性化	こどもや若者が参加する多様な主体による、共通課題の解決への活動に対して総合的な支援をします。	企画政策課
NPO・ボランティア活動への支援	こどもや若者が参加する NPO・ボランティア団体などの活動を促進するため、新規団体の設立や活動の支援をするほか、活動内容などを住民に広く周知する場を提供します。	企画政策課

施策（２）【地域学校協働活動】

本町は、大治小学校、大治南小学校、大治西小学校、大治中学校の４校で１つの学校運営協議会を設置し、小中連携や小学校間連携の促進を図るとともに、関係団体と地域連携子ども応援活動ネットワーク連絡会を形成しています。学校と保護者、地域の方々が協力し地域でこどもを育てる環境づくりを図ります。

施策を支える事業一覧

事業名	事業内容	担当課
大治町地域連携子ども応援活動ネットワーク連絡会	教育支援活動を行う地域の個人・団体と連携して、子育て支援のネットワークを形成します。	学校教育課
学校運営協議会	保護者や地域の方が協力して学校運営に関して協議を進めることで、地域の方々の視点を学校運営に反映させます。	学校教育課

第5章 子育て支援サービスの 量の見込みと確保施策

本計画では、令和5年12月に実施したアンケート調査結果をもとに、保護者の就労状況や、子ども・子育て支援に関する各種事業の利用状況及び潜在的な利用希望を把握するとともに、これまでの利用実績を踏まえ、5年の計画期間（令和7年度から令和11年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと具体的な教育・保育の提供方針としての確保方策を定めます。

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村は、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として定めることとなっています。

本町は、3つの小学校区があり、教育・保育事業所は町内にバランスよく配置されています。また、濃尾平野の平坦な土地に位置しており、面積も6.59km²と、町内全域を30分程度で移動できるという地域特性であるため、第1期計画及び第2期計画と同様に、教育・保育をはじめとした主要事業について、「町全域」を一つの提供区域とします。

【町立小学校の通学区域図】



2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業量の見込み算出の考え方

(1) 「量の見込み」を算出する項目

子ども・子育て支援新制度における主なサービスは以下のとおりとなっており、計画期間中における、これらのサービスの量の見込みやその確保方策について定めます。

【教育・保育の量の見込み】

	認定区分	認定の内容	対象事業
1	1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、 教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
	2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、 保育所等での保育を希望する場合	幼稚園 保育所 認定こども園
	3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の小学校就学前のこどもで、 保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み】

	対象事業
2	時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）
5	地域子育て支援拠点事業
6	一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり[預かり保育]）
	一時預かり事業（その他）
7	病児・病後児保育事業
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
9	利用者支援事業
10	妊産婦健康診査事業
11	乳児家庭全戸訪問事業
12	養育支援訪問事業
13	子育て世帯訪問支援事業
14	親子関係形成支援事業
15	妊婦等包括相談支援事業
16	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
17	産後ケア事業

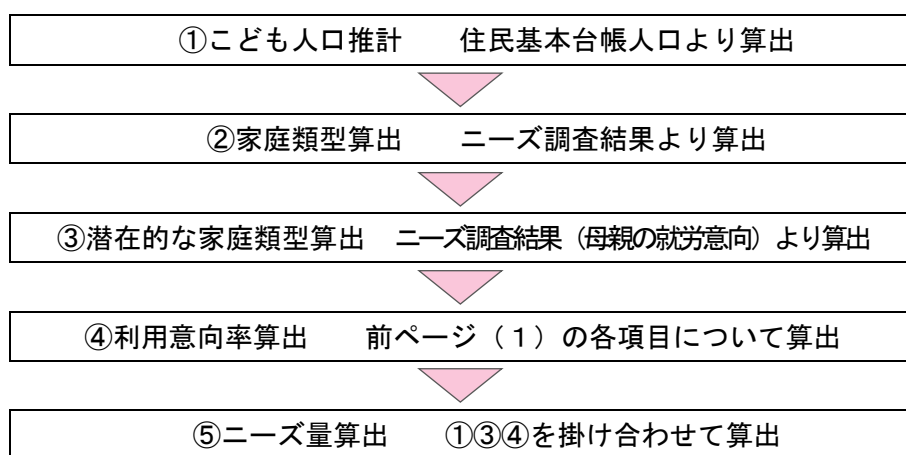
(2) 家庭類型の分類

量の見込みの算出にあたっては、就学前児童を持つ保護者と小学生児童を持つ保護者を対象としたニーズ量調査の結果を活用し、まず対象となるこどもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求めます。家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっています。

【家庭類型の種類】

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム ※パートタイムの就労時間が月 120 時間以上または 60～120 時間の一部
タイプC'	フルタイム×パートタイム ※パートタイムの就労時間が月 60～120 時間の一部または 60 時間未満
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム ※双方の就労時間が月 120 時間以上または 60～120 時間の一部
タイプE'	パートタイム×パートタイム ※双方の就労時間が月 60～120 時間の一部または 60 時間未満
タイプF	無業×無業

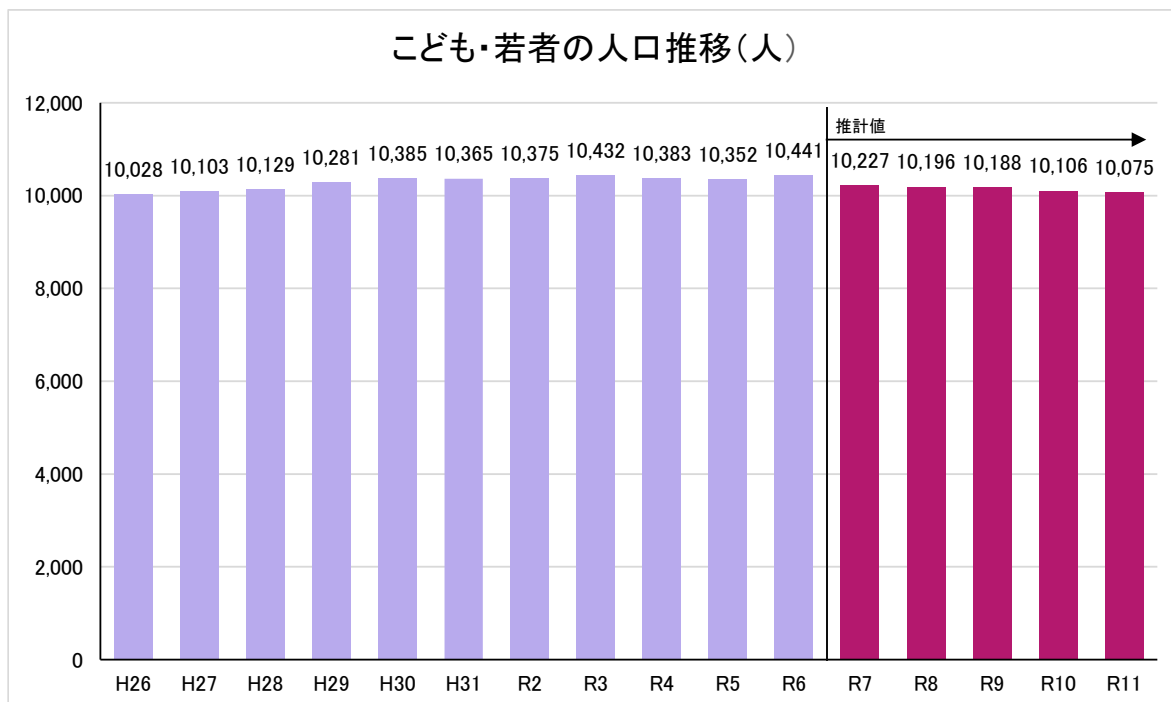
(3) 量の見込み算出手順



3. こども・若者の人口推計

平成 26 年から令和 6 年までの 4 月 1 日の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計し、「第 5 次大治町総合計画」の人口推計と整合を図り算出しました。コーホート変化率法とは、同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推測する方法です。

0 歳から 29 歳までの人口は令和 6 年までは増加傾向であるも、令和 7 年から減少へと転じることが見込まれます。



(人)

	実績値											推計値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	337	320	353	318	333	279	277	288	275	257	251	259	260	260	262	264
1歳	351	352	336	383	331	355	280	290	297	290	272	268	276	278	277	279
2歳	363	358	350	346	393	324	343	291	296	307	299	280	275	284	285	285
3歳	360	363	346	348	346	380	324	330	304	290	317	302	282	278	286	288
4歳	331	357	362	348	354	345	387	324	324	311	297	324	308	289	283	293
5歳	353	333	353	363	350	346	343	391	332	329	311	303	329	314	293	289
6歳	345	364	339	355	365	345	353	344	380	341	331	318	309	338	321	300
7歳	362	344	359	339	358	368	344	348	347	379	350	337	323	315	343	327
8歳	332	362	347	354	339	359	365	344	352	345	377	355	341	329	319	348
9歳	338	328	360	353	353	340	359	365	341	346	346	382	360	347	333	324
10歳	365	334	333	365	348	353	342	358	365	338	349	352	388	366	352	338
11歳	341	367	335	329	366	353	355	344	357	364	338	355	358	396	372	358
12歳	356	345	360	336	330	366	356	357	338	352	364	343	360	363	401	378
13歳	331	361	345	363	336	332	368	358	357	338	350	371	349	368	370	409
14歳	352	335	362	346	363	339	331	369	354	356	338	356	377	356	373	376
15歳	326	355	332	363	347	362	342	332	370	355	355	321	329	340	312	321
16歳	362	326	353	334	363	344	358	337	335	373	355	336	317	325	336	309
17歳	342	365	326	364	344	367	349	360	344	336	377	341	337	318	327	338
18歳	315	346	371	334	357	339	358	349	347	350	342	357	337	333	315	324
19歳	323	318	343	378	339	360	335	360	350	350	363	327	356	336	333	315
20歳	303	326	330	356	366	346	370	347	361	358	352	350	329	358	339	336
21歳	301	314	322	344	369	370	350	371	340	358	380	339	352	330	361	342
22歳	291	312	319	333	344	345	374	344	366	344	385	363	338	350	330	361
23歳	252	296	299	336	330	353	340	378	345	368	333	366	360	335	348	328
24歳	289	269	300	310	341	335	365	346	378	345	388	324	371	365	340	354
25歳	291	293	268	318	339	339	339	380	343	385	373	379	330	378	372	348
26歳	317	300	279	279	316	363	336	348	378	353	413	361	383	333	382	377
27歳	343	320	327	305	302	320	377	366	347	374	370	408	373	395	344	395
28歳	355	366	348	335	313	306	326	377	373	376	392	365	420	383	407	355
29歳	401	374	372	346	350	332	329	336	387	384	373	383	372	428	391	416
合計	10,028	10,103	10,129	10,281	10,385	10,365	10,375	10,432	10,383	10,352	10,441	10,227	10,196	10,188	10,106	10,075

資料：住民基本台帳人口（H26～R6年、各年4月1日）より算出

4. 量の見込みの算出

(1) 教育・保育事業

①教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

1号認定及び幼児期の学校教育の利用の希望が強い2号認定については、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園）及び新制度未移行の幼稚園による確保方策等を次のとおり設定します。

(人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	369	365	351	344	345
1号認定	272	269	258	253	254
2号認定	97	96	93	91	91
確保方策 (B)	462	463	377	377	377
1号認定	333	333	271	271	271
2号認定	129	130	106	106	106
差引 (B) - (A)	93	98	26	33	32

②保育事業【2号認定（保育）】

2号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）による確保方策等を次のとおり設定します。

(人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	473	469	449	440	443
確保方策 (B)	495	524	618	618	618
差引 (B) - (A)	22	55	169	178	175

③保育事業【3号認定（保育）】

3号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）による確保方策等を次のとおり設定します。

【0歳】 (人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	80	80	81	81	81
確保方策 (B)	80	80	86	86	86
特定教育・保育施設	80	80	86	86	86
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育事業	0	0	0	0	0
差引 (B) - (A)	0	0	5	5	5

【1歳】 (人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	147	147	151	151	152
確保方策 (B)	147	147	154	154	154
特定教育・保育施設	139	139	146	146	146
地域型保育事業	8	8	8	8	8
認可外保育事業	0	0	0	0	0
差引 (B) - (A)	0	0	3	3	2

【2歳】 (人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	184	182	187	187	187
確保方策 (B)	184	184	210	210	210
特定教育・保育施設	170	170	196	196	196
地域型保育事業	14	14	14	14	14
認可外保育事業	0	0	0	0	0
差引 (B) - (A)	0	2	23	23	23

【今後の方向性】

利用ニーズに対応できる供給基盤の整備に努めます。

老朽化した施設（大治南保育園）の移転事業の支援を行います。

(2) 時間外保育事業

【事業内容】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

令和6年度現在、町内の認可保育所及び認定こども園で実施しています(延長保育事業)。

【現状】

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	302	283	273	343

【量の見込みと確保方策】

(人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	328	327	333	330	331
確保方策(B)	328	327	333	330	331
差引(B)－(A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

今後もの確にニーズを把握し、供給基盤を整備していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。令和6年度現在、町内の全小学校区で実施しています。

【現状】

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	256	223	252	239

【量の見込みと確保方策】

(人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	316	313	314	314	308
1年生	98	96	105	100	93
2年生	93	91	88	96	92
3年生	77	76	73	71	77
4年生	37	36	35	34	33
5年生	8	11	10	10	10
6年生	3	3	3	3	3
確保方策(B)	313	353	353	353	353
差引(B)－(A)	△3	40	39	39	45

【今後の方向性】

各小学校区ごとの利用ニーズを把握し、対応できる定員の確保に努めます。

東部児童クラブ（大治小学校区）に不足が生じる見込みがあるため、確保方策の検討を進めます。

小学校の余裕教室等を活用した、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型の実施や連携による実施についても検討します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人日	0人日	4人日	0人日
実施か所数	2か所	3か所	3か所	3か所

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	9人日	9人日	9人日	9人日	9人日
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策 (B)	21人日	21人日	21人日	21人日	21人日
差引 (B) - (A)	12人日	12人日	12人日	12人日	12人日

【今後の方向性】

現行を維持しつつ、預かりを必要としている家庭に事業を案内し、支援につなげます。

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業です。

現在、総合福祉センター「希望の家」の子育て支援センター及び令和4年度に開設した子ども子育て支援拠点施設「はるっ子ハウス」で実施しています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	79人回	83人回	228人回	438人回
実施か所数	1か所	1か所	2か所	2か所

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	411人回	411人回	411人回	411人回	411人回
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策(B)	411人回	411人回	411人回	411人回	411人回
差引(B)－(A)	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【今後の方向性】

事業を継続し、日常的な子育て相談や発達障害等の恐れがある児童の早期発見・早期支援に向けて、相談支援体制の充実や保護者のニーズの把握に努め、親子の遊び場、同世代の親子の交流の場、子育て相談の場として利用できる取組や機会の提供を図ります。

(6) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり[預かり保育]）

【事業内容】

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。

預かり保育は、現在、町内の幼稚園と認定こども園の計3か所で実施しています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	10,886人日	11,224人日	7,987人日	7,966人日

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	9,013人日	8,923人日	8,555人日	8,381人日	8,443人日
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策(B)	9,013人日	8,923人日	8,555人日	8,381人日	8,443人日
差引(B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【今後の方向性】

今後も的確にニーズを把握し、事業の充実を図っていきます。

②一時預かり事業（その他）

【事業内容】

就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイ等による一時預かり事業です。

保育所での一時預かりは、現在、認定こども園と保育所の2か所で実施しています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2,208人日	1,813人日	2,272人日	2,320人日

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3,006人日	2,997人日	2,952人日	2,922人日	2,943人日
確保方策(B)	3,006人日	2,997人日	2,952人日	2,922人日	2,943人日
差引(B)－(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【今後の方向性】

今後もの確にニーズを把握し、事業の充実を図っていきます。

(7) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

保護者の仕事の都合や疾病、事故、出産等の理由により、家庭で保育できない病気又は病気回復期にある児童を、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	48人日	88人日	118人日	253人日

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	292人日	291人日	286人日	283人日	285人日
確保方策(B)	292人日	291人日	286人日	283人日	285人日
差引(B)－(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【今後の方向性】

事業を開始してから、順調に登録者数及び利用者数ともに増加しています。今後も、病児・病後児保育を必要とする保護者の子育てと就労の両立を支援していきます。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	390人日	361人日	522人日	655人日

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	483人日	478人日	481人日	469人日	459人日
確保方策(B)	568人日	562人日	565人日	551人日	539人日
差引(B)－(A)	85人日	84人日	84人日	82人日	80人日

【今後の方向性】

本事業及び会員募集のPRを十分に行います。特に提供会員の会員数を増やしていくことにより、相互援助の拡充を図っていきます。

(9) 利用者支援事業

【事業内容】

こども及びその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

主な事業	総合的な利用者支援	子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育・保健その他の子育て支援の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用者支援・援助」
	地域連携	子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等
類型 (いずれかを選択)	基本型	利用者支援専門員が、子育て家庭の相談に応じ、「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態 主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用
	特定型	子育て支援員が主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については行政がその機能を果たす
	こども家庭センター型	保健師等の専門職がすべての妊産婦や児童、ヤングケアラー等を対象に「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態 ※要支援対象者にはサポートプランを作成

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設か所数	3か所	3か所	3か所	3か所

【量の見込みと確保方策】

類型	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み(A)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策(B)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	差引(B)－(A)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
特定型	量の見込み(A)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策(B)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	差引(B)－(A)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
こども家庭センター型	量の見込み(A)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策(B)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	差引(B)－(A)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※こども家庭センターにてオンライン相談対応有。

地域子育て相談機関	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策(B)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差引(B)－(A)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【今後の方向性】

令和6年度よりこども家庭センターを開設しました。こども家庭センターではオンライン相談も対応し、様々な相談に対応しています。また、令和7年度より地域子育て相談機関を設置し、身近な場所で相談のあった案件を各関係機関と情報共有し支援を行っていきます。

(10) 妊産婦健康診査事業

【事業内容】

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、必要に応じた医学的検査と保健指導を実施する事業です。

本町では母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診票(14回分・子宮頸がん検診1回分)、妊婦歯科健康診査受診票(1回分)、産婦歯科健康診査受診票(1回分)及び産後健康診査受診票(2回分)をあわせて交付し、医療機関(愛知県医師会会員医療機関又は町内歯科医療機関)での受診を勧奨しています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診件数	4,219件	3,828件	3,773件	3,512件

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3,622件	3,630件	3,639件	3,659件	3,691件
確保方策(B)	3,622件	3,630件	3,639件	3,659件	3,691件
差引(B)－(A)	0件	0件	0件	0件	0件

【今後の方向性】

健やかな妊娠と出産のために、医師・歯科医師による定期的な健康状態のチェックの必要性を伝え、今後も受診勧奨をしていきます。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な助言やサービス提供につなげる事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診件数	245人	279人	235人	237人

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	259人	260人	260人	262人	264人
確保方策(B)	259人	260人	260人	262人	264人
差引(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

すべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、地域の中でこどもが健やかに育成できる環境整備を今後も図っていきます。

(12) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診件数	2人	3人	12人	7人

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	6人	6人	6人	6人	6人
確保方策 (B)	6人	6人	6人	6人	6人
差引 (B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

引き続き、支援が必要な家庭を訪問し、支援を行います。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育ての支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

【現状】

令和6年度からの新規事業

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	75 人日	75 人日	75 人日	75 人日	74 人日
確保方策 (B)	90 人日	90 人日	90 人日	90 人日	90 人日
差引 (B) - (A)	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日	16 人日

【今後の方向性】

令和6年度から事業を開始しました。支援が必要な家庭が利用できるよう周知に努めます。

(14) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【現状】

令和5年度からの新規事業

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策 (B)	10人	10人	10人	10人	10人
差引 (B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

令和5年度から事業を開始しました。ペアレントトレーニングとして子育てに不安や悩みのある保護者が参加しています。今後もPRを十分に行い参加者を増やし、子育ての不安・悩みのある保護者の支援に努めます。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぎます。

【現状】

令和7年度からの新規事業

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	777回	779回	781回	785回	792回
確保方策 (B)	777回	779回	781回	785回	792回
差引 (B) - (A)	0回	0回	0回	0回	0回

【今後の方向性】

令和4年度より伴走型相談支援事業として始めました。令和7年度から特に妊婦を対象とした妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時からきめ細かく面談等をし、寄り添った支援をしていきます。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

乳児または幼児であって満3歳未満の児童（保育所等に入所していない児童）に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労条件を問わず時間単位等で保育所等を柔軟に利用できる制度です。

【現状】

令和8年度からの新規事業

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)		5人日	7人日	7人日	7人日
確保方策 (B)		8人日	8人日	8人日	8人日
差引 (B) - (A)		3人日	1人日	1人日	1人日

【今後の方向性】

乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することや、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行の支援に努めます。

利用ニーズを把握し、対応できる定員の確保に努めます。

(17) 産後ケア事業

【事業内容】

退院直後の母子に対し病院等で宿泊による休養や利用者の自宅にて心身のケアや育児のサポート等を行います。

【現状】

令和3年度からの新規事業

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	33人日	33人日	33人日	33人日	34人日
確保方策 (B)	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
差引 (B) - (A)	7人日	7人日	7人日	7人日	6人日

【今後の方向性】

令和3年度より事業を開始しており、利用者も増加傾向にあります。今後も的確にニーズを把握し、事業の充実を図っていきます。

(18) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園（新制度園を除く）に在籍すること
もの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成する事
業です。

令和元年10月から、私学助成幼稚園に通う園児に対する副食費の施設による徴収に係る
補足給付事業を実施しています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付件数	293件	371件	224件	180件

【確保の内容】

引き続き、適切な事業の実施に努めます。

(19) 多様な主体が参画することを促進するための事業

【事業内容】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業
者の新規参入を支援し、保育所、小規模保育等の設置を促進していく事業です。

【確保の内容】

本事業は新規参入等を促進するにあたり、必要に応じて実施を検討します。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進

国の基本指針等を踏まえ、幼児期の教育・保育を一体的に提供していく体制を検討する必要があります。町内には現在、幼稚園が2か所、保育所が3か所、認定こども園が1か所、小規模保育事業所が2か所あり、ニーズに対する供給量の確保に努めてきました。今後においては、法令の整備による各種サービスの充実に伴い、就労意向を持つ母親の増加が見込まれることから、ニーズ自体が高まっていく可能性があります。

令和元年10月からは保護者の負担軽減を図るため、主に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3歳から5歳までのこどもたちの利用料及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

このような状況の中で、国の動向や社会情勢の変化を注視しつつ、本町においても必要に応じて、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進について検討していくこととします。

(1) 検討するにあたって基本的な考え方

- 幼稚園や保育所における0歳から就学前までの育ちの中で、こども一人一人の将来的な育ちを踏まえながら、3歳児からの幼児教育のあり方を含め、一貫した教育や保育、子育て支援を連続的に行っていくことが重要です。
- 職員体制や職員・施設間の連携方法、処遇面の向上、職員への十分な研修機会の拡充等を含め、「幼保の教育・保育の質」の向上を検討していくことが必要です。
- こどもたちの1日の午前・午後の過ごし方（保育・教育内容）、退園時間の違い、教育の進度の差への対応のほか、給食についても配慮が必要です。
- 施設の工夫や配置等を考慮する必要があります。
- こどもも保護者も安心できる、また、こどもにとって生活の実態に合った保育内容を検討する必要があります。

(2) 検討するにあたって基本的な視点

- こどものためにといった視点が最も重要であり、給食、お昼寝、お迎え等こどもの生活の実態に合った保育内容、流れをつくっていく必要があります。
- 教育・保育を受けられる機会そのものを含め、すべてのこどもに平等な教育・保育の内容を保障していくことが大前提にあると考えます。
- 幼保の一体的な提供ができる施設では、こどもを主とした生活と質の高い教育、保育が保障される必要があります。
- 保護者にとって預けやすく、利用しやすい施設であることが求められます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

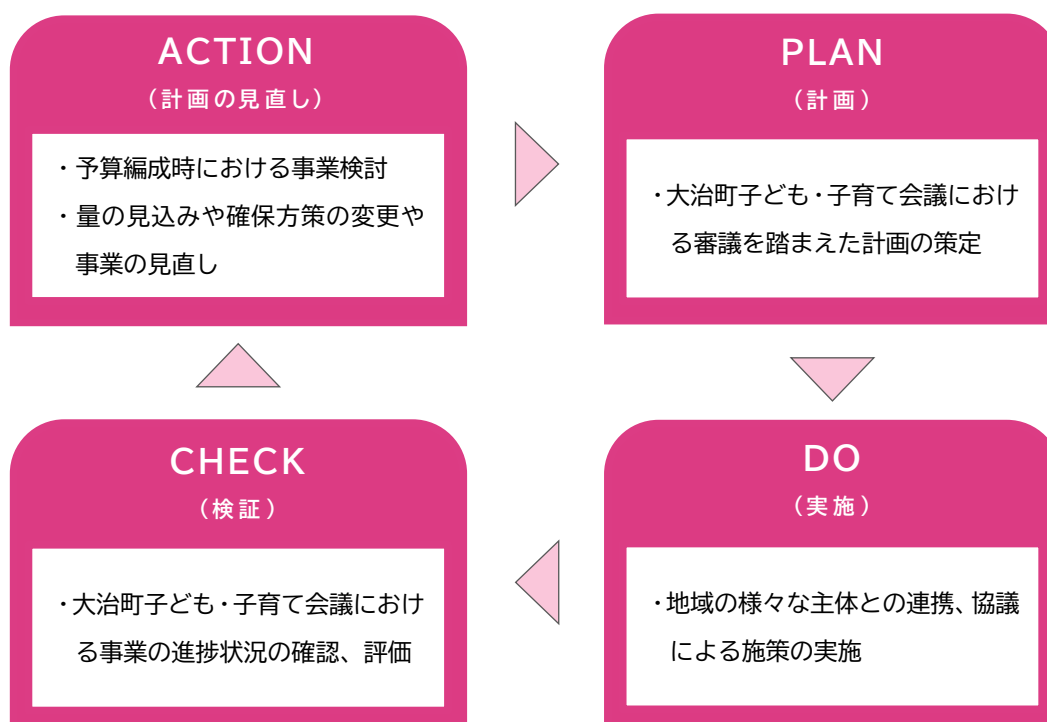
第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進及び進捗状況の把握

本町では、町民、事業主、学識経験者、子育ての当事者や支援者及び保育・教育関係者などから構成される「大治町子ども・子育て会議」を設置し、本計画の策定について議論を行ってきました。

計画の推進においても、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、大治町子ども・子育て会議において計画の進捗状況の把握・点検・評価を行っていきます。

計画推進の仕組みとして、PDCAサイクル（計画・実施・検証・見直し）に基づき、量の見込みに対する確保政策のバランスが取れているか毎年度点検を行い、実効性のある取組の推進を図ります。



2. 計画の推進に向けた関係機関の役割

本計画の基本理念「すべてのこどもが健やかに育ち、みんなで子育てできるまち」の実現のためには、行政はもとより、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携・協力を図っていくことが必要です。

そのため、本町では関係部局と連携・調整を行うとともに、地域における様々な主体と協力しながら、地域ぐるみで子育て支援を推進します。

參考資料

1. 大治町こども計画策定の経緯

年月日	内容
令和5年11月6日	令和5年度 第1回大治町子ども・子育て会議 ・第2期大治町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第3期大治町子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査について 会議後、第3期大治町子ども・子育て支援事業計画は大治町こども計画に変更
令和5年12月12日 ～ 令和5年12月27日	子育てに関するアンケート調査実施 就学前児童の保護者・小学生の保護者を対象に、調査票を配布・回収
令和6年1月～3月	子育てに関するアンケート調査結果報告書作成
令和6年3月27日	令和5年度 第2回大治町子ども・子育て会議 ・子育てに関するアンケート調査について
令和6年9月11日	令和6年度 第1回大治町子ども・子育て会議 ・第2期大治町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・こども計画の体系骨子案について
令和6年12月18日	令和6年度 第2回大治町子ども・子育て会議 ・大治町こども計画（素案）について
令和7年1月16日 ～ 令和7年2月14日	パブリックコメント期間
令和7年3月17日	令和6年度 第3回大治町子ども・子育て会議 ・大治町こども計画について

2. 大治町子ども・子育て会議

(1) 大治町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に基づき、大治町こども計画(以下「こども計画」という。)を策定するにあたり、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定による市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項の規定による市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第2項の規定による市町村子どもの貧困対策計画を包含するものとし、こども計画の策定にあたっては、国のこども大綱や県が作成するこども計画との整合性をはかりつつ、こども・子育て世帯・関係者等の意見聴取を行い策定するため、大治町子ども・子育て会議(以下「会議」という)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置くものとし、会長及び副会長は委員の互選により選任する。

2 会長は、この会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて召集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要に応じて委員でない者を会議に出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月7日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 大治町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	職 名 等	氏 名
子どもの保護者	小学校の子どもの保護者代表	本塚 麻子
	幼稚園の子どもの保護者代表	立松 文
	保育所の子どもの保護者代表	糸満 早菜恵
事業主を代表する者	新聞工房(株)代表取締役	山田 庄司
労働者を代表する者	あいち海部農業協同組合職員	立松 里佳
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	幼保連携型認定こども園大治幼稚園 理事長	山崎 拓史
	ずいよう幼稚園園長	藤井 倫誉
	大治東福社会理事長	織田 義政
	きっずフレンド大治園園長	平野 和子
	特定非営利活動法人ママ・ぷらす 副理事長	岡本 まゆみ
	大治町子育て支援センター 児童厚生員	中村 澄美子
	大治町保健センター保健師	塚本 康代
子ども・子育て支援に関し学識 経験のある者	保育活動専門員・保育心理士	杉村 照代
前各号に掲げる者のほか、町長 が適当と認める者	大治町教育委員会教育部長	水野 泰博
	大治町福祉部長	安井 慎一

3. 用語解説

○こどもの表記について

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」としています。

本計画では、こども家庭庁の推奨に従い、法令・施策の名称等、固有名詞を除いて「こども」と表記しています。

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術のこと。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、ICTは技術だけでなく、その使い方やサービスなども含めた意味合いで用いられる。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

変化の激しいこれからの社会を生きることにもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器や胃ろう等によるたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが恒常的に必要である児童。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

【か行】

こども家庭センター

すべての妊産婦、こども、子育て世帯を対象に、一体的な相談支援を実施する機関。母子保健・児童福祉の両機能の連携を深め、協働し、子育てに困難を抱える家庭に対し、切れ目ない支援の提供を目指す。

子ども・子育て支援新制度

就学前のこどもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

【さ行】

小規模保育事業所

預かるこどもの対象は「0歳～2歳」の児童で、定員数は「6人～19人まで」となっている。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のこと。市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけられている。

地域学校協働活動

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関などの幅広い参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「地域とともにある学校づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働を行う様々な活動のこと。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じ、市町村こども計画に従って実施する事業のこと。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」のこと。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

パブリックコメント

町が施策の趣旨、目的、内容などを公表し、それに対し広く町民の意見を募り、提出された意見を参考にして施策を決定し、町民の意見の概要、それに対する町の考え方を公表する一連の手続きのこと。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

大治町こども計画

発行年月 令和7年3月（令和8年3月改訂）

編集・発行 大治町 福祉部 子育て支援課
〒490-1192

愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

TEL 052-444-2711（代表）

FAX 052-443-4468